

第74回国民体育大会(茨城県) 実施競技一覧

1 正式競技

平成28年6月17日現在

競技名(種目)		種別	会場地	競技会場
総合開・閉会式		—	ひたちなか市	笠松運動公園陸上競技場
陸上競技		全種別	ひたちなか市	笠松運動公園陸上競技場
水泳	競泳	全種別	ひたちなか市	笠松運動公園屋内水泳プール
	飛込	全種別		
	シンクロナイズドスイミング	少年女子		
	水球	少年男子 女子	つちうらし 土浦市	県立土浦第二高等学校プール
	オープンウォータースイミング	全種別	いたこし 潮来市	潮来市特設オープンウォータースイミング会場
サッカー	成年男子 少年男子		かしまし 鹿嶋市	県立カシマサッカースタジアム
				ト伝の郷運動公園球技場
				高松緑地公園多目的球技場
				新浜緑地公園多目的球技場
	女子		ひたちなか市	ひたちなか市総合運動公園陸上競技場及びびスポーツ広場
テニス	全種別	かみすし 神栖市	神栖海浜庭球場	
ボート	全種別	いたこし 潮来市	潮来ボートコース	
ホッケー	全種別		とうかいむら 東海村	県立東海高等学校ホッケー場
				阿漕ヶ浦公園ホッケー場
ボクシング	全種別	しろさとまち 城里町	県立水戸桜ノ牧高等学校常北校体育館	
バレーボール	6人制	成年男子 成年女子 少年男子	ひたちなか市	ひたちなか市総合運動公園総合体育館
				松戸体育館
	少年女子	ゆうきし 結城市	かなくぼ総合体育館	
ビーチバレーボール	全種別	おおあらいまち 大洗町	大洗サンビーチ特設会場	
体操	競技	全種別	ひたちし 日立市	日立市池の川さくらアリーナ
	新体操	少年女子	<内諾済>	
	トランポリン	全種別	いなしきし 稲敷市	江戸崎総合運動公園体育館
バスケットボール	成年男子 少年男子		ひたちし 日立市	日立市池の川さくらアリーナ
				久慈サンピア日立スポーツセンター
	成年女子 少年女子		みとし 水戸市	青柳公園市民体育館 総合運動公園体育館
レスリング	全種別	みとし 水戸市	東町運動公園新体育館	
セーリング	全種別	あみまち 阿見町	霞ヶ浦湖畔特設会場	

競技名(種目)		種別	会場地	競技会場
ウエイトリフティング		全種別	たかはぎし 高萩市	高萩市文化会館
ハンドボール	成年男子 成年女子	全種別	ばんどうし 坂東市	坂東市総合体育館
				県立岩井高等学校体育館
	少年男子 少年女子	全種別	じょうそうし 常総市	水海道総合体育館
				県立水海道第二高等学校体育館
成年女子	全種別	もりやし 守谷市	常総運動公園体育館	
自転車	トラック	全種別	とりでし 取手市	取手競輪場
	ロード	全種別	つくば市	つくば市特設ロードレースコース
ソフトテニス		全種別	きたいばらきし 北茨城市	磯原地区公園テニスコート
卓球		全種別	ひたちし 日立市	日立市池の川さくらアリーナ
軟式野球	成年男子	全種別	みとし 水戸市	総合運動公園市民球場
			つちうらし 土浦市	川口運動公園野球場
			ひたちし 日立市	日立市民運動公園野球場
			かさまし 笠間市	笠間市総合運動公園市民球場
			うしくし 牛久市	牛久運動公園野球場
			たかはぎし 高萩市	高萩市民球場
相撲		全種別	つちうらし 土浦市	霞ヶ浦文化体育会館
馬術		全種別	なかし 那珂市	県立水戸農業高等学校特設馬術競技場
フェンシング		全種別	みとし 水戸市	東町運動公園新体育館
柔道		全種別	りゅうがきし 龍ヶ崎市	龍ヶ崎市総合体育館たつのこアリーナ
ソフトボール	成年男子	全種別	ひたちおおたし 常陸太田市	山吹運動公園運動広場
				山吹運動公園野球場
	成年女子	全種別		白羽スポーツ広場多目的スポーツ広場
	少年男子	全種別	しもつまし 下妻市	砂沼広域公園野球場
				千代川運動公園野球場
	少年女子	全種別		柳原球場
千代川中学校グラウンド				
バドミントン		全種別	いしおかし 石岡市	石岡運動公園体育館
弓道		全種別	みとし 水戸市	堀原運動公園武道館弓道場
ライフル射撃	CP	成年男子	いばらきまち 茨城町	県警察学校射撃場
	CP以外	全種別	まぐらがわし 桜川市	県営ライフル射撃場 桜川市立岩瀬体育館ラスカ
剣道		全種別	ちくせいし 筑西市	下館総合体育館

1 正式競技

競技名(種目)		種別	会場地	競技会場
ラグビーフットボール		全種別	みとし 水戸市	水戸市立サッカー・ラグビー場
				ケーズデンキスタジアム水戸
山岳		全種別	ほこたし 鉾田市	鉾田総合公園体育館及びグラウンド
カヌー	スプリント	全種別	かみすし 神栖市	神之池特設カヌー競技場
	スラローム・ワイルドウォーター	全種別	だいがまち 大子町	久慈川特設カヌー競技場
アーチェリー		全種別	つくば市	荃崎運動公園陸上競技場
空手道		全種別	うしくし 牛久市	牛久運動公園体育館
クレール射撃		全種別	かさまし 笠間市	県狩猟者研修センター
なぎなた		全種別	ひたちおみやし 常陸大宮市	西部総合公園体育館
ボウリング		全種別	とりでし 取手市	フジ取手ボウル
ゴルフ		成年男子	おおあらいまち 大洗町	大洗ゴルフ倶楽部
		少年男子 女子	かさまし 笠間市	宍戸ヒルズカントリークラブ
トライアスロン		全種別	いたこし 潮来市	潮来市特設トライアスロン会場
37競技			27市5町1村	72会場
			〔調整中を除く。〕	

2 公開競技

競技名	種別	会場地	競技会場
綱引	全種別	こがし 古河市	古河市中央運動公園総合体育館
武術太極拳	全種別	とりでし 取手市	取手グリーンスポーツセンター第1体育室
パワーリフティング	全種別	つくば市	つくばカピオサイバーダイナアリーナ
ゲートボール	全種別	なめがたし 行方市	行方市北浦運動場北浦第1グラウンド
グラウンド・ゴルフ	全種別	かみすし 神栖市	神栖中央公園
5競技		5市	5会場

3 特別競技

競技名(種目)		種別	会場地	競技会場
高等学校野球	硬式	—	みとし 水戸市	総合運動公園市民球場
	軟式	—	つちうらし 土浦市	川口運動公園野球場
1競技			2市	2会場

4 デモンストレーションスポーツ

競技名	会場地	競技会場
合気道	かさまし 笠間市	笠間市民体育館
アームレスリング	つくばみらい市	きらくやまふれあいの丘世代ふれあいの館
いきいきトランポリン	いなしきし 稲敷市	江戸崎総合運動公園体育館
Eボート	しもつまし 下妻市	鬼怒川大形橋上流左岸
ウォーキング	ごかまち 五霞町	利根川・江戸川河川敷コース
	とねまち 利根町	とねヘルスロードコース
エアロビック	とりでし 取手市	取手グリーンスポーツセンター第1体育室
オリエンテーリング	いしおかし 石岡市	八郷総合運動公園
3B体操	なかし 那珂市	那珂総合公園アリーナ
少年少女サッカー	おみたまし 小美玉市	玉里運動公園
		希望ヶ丘公園
少年軟式野球	さかいまち 境町	さしま環境管理事務組合野球場
少林寺拳法	こがし 古河市	古河市中央運動公園総合体育館
スポーツ鬼ごっこ	つくばし	つくばカピオサイバーダイナアリーナ
スポーツ吹矢	いしおかし 石岡市	石岡運動公園体育館
ソフトバレーボール	かわちまち 河内町	河内町農業者トレーニングセンター
ターゲットバードゴルフ	つくばみらい市	つくばみらい市総合運動公園多目的広場
ダンススポーツ	とりでし 取手市	取手グリーンスポーツセンター第1体育室
ダンス&パフォーマンス	つくば市	ノバホール
ディスクゴルフ	みほむら 美浦村	光と風の丘公園
トレイルラン	いしおかし 石岡市	朝日里山学校周辺山岳コース
ドッジボール	みとし 水戸市	東町運動公園新体育館
ハンググライダー・パラグライダー	いしおかし 石岡市	ハンググライダー・パラグライダーズスクールnasa エアパークCOOパラグライダーズスクール
バウンドテニス	つくばみらい市	つくばみらい市総合運動公園体育館
パークゴルフ	ゆうきし 結城市	紬の里結城パークゴルフ場
パンポン	ひたちし 日立市	日立市池の川さくらアリーナ
ビーチハンドボール	なめがたし 行方市	水郷筑波国定公園天王崎公園砂浜特設コート
ビーチボールバレー	やちよまち 八千代町	八千代町総合体育館
ふれあいグラウンド・ゴルフ	かすみがうら市	あじさい館コミュニティ広場
		多目的運動広場多目的グラウンド
ペタンク	かすみがうら市	わかぐり運動公園多目的グラウンド
ユニカール	しろさとまち 城里町	城里町常北公民館体育室
リレーカーニバル	いしおかし 石岡市	石岡運動公園
レク・クロッキー	おおあらいまち 大洗町	大洗町総合運動公園陸上競技場
31競技	15市7町1村	35会場

第76回国民体育大会(三重県) 実施競技一覧

1 正式競技

平成28年6月17日現在

競技名(種目)		種別	会場地	競技会場
総合開・閉会式		—	伊勢市	三重交通G スポーツの杜 伊勢(陸上競技場)
陸上競技		全種別	伊勢市	三重交通G スポーツの杜 伊勢(陸上競技場)
水泳	競泳	全種別	すずかし 鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿(水泳場)
	飛込	全種別		
	水球	少年男子		
	シンクロナイズドスイミング	少年女子		
サッカー	成年男子	成年男子	すずかし 鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿(サッカー・ラグビー場)
		女子	伊勢市 伊賀市	伊勢フットボールヴィレッジ 上野運動公園競技場
	少年男子	少年男子	よっかいちし 四日市市	中央緑地陸上競技場 中央緑地新サッカー場
		少年男子	よっかいちし 四日市市	霞ヶ浦緑地新テニスコート 四日市ドーム
テニス	全種別	よっかいちし 四日市市	霞ヶ浦緑地新テニスコート 四日市ドーム	
ボート	全種別	おおだいちょう 大台町	奥伊勢湖漕艇場	
ホッケー	全種別	なばりし 名張市	名張市民陸上競技場 (仮称) 名張市民ホッケー場	
ボクシング	全種別	しまし 志摩市	阿児アリーナ	
バレーボール	全種別	つし 津市	津市産業・スポーツセンター(サオリーナ)	
			津市安濃中央総合公園内体育館	
			津市芸濃総合文化センター内アリーナ	
体操	競技	全種別	よっかいちし 四日市市	中央緑地新体育館
	新体操	少年女子		
バスケットボール	全種別	つし 津市	津市産業・スポーツセンター(サオリーナ)	
			津市安濃中央総合公園内体育館	
			津市芸濃総合文化センター内アリーナ	
レスリング	全種別	つし 津市	津市産業・スポーツセンター(メッセウイング・みえ)	
セーリング	全種別	つし 津市	津ヨットハーバー	
ウエイトリフティング	全種別	かめやまし 亀山市	亀山市西野公園体育館	
ハンドボール	成年男子 成年女子	すずかし 鈴鹿市	A G F 鈴鹿体育館	
			三重交通G スポーツの杜 鈴鹿(体育館)	
	少年男子	いなべ市	いなべ市立北勢中学校体育館	
			員弁運動公園体育館	
少年女子	いがし 伊賀市	三重県立ゆめドームうえの		
自転車	ロード・レース	全種別	いなべし いなべ市	いなべ市特設ロードレースコース
	トラック・レース	全種別	よっかいちし 四日市市	四日市競輪場
ソフトテニス	全種別	すずかし 鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿(庭球場)	
卓球	全種別	いせし 伊勢市	三重県営サンアリーナ	

競技名(種目)		種別	会場地	競技会場
軟式野球		成年男子	よっかいちし 四日市市	霞ヶ浦第1野球場 霞ヶ浦新野球場
			すずかし 鈴鹿市	石垣池公園野球場
			なぼりし 名張市	名張市民野球場(メイハNSTジアム)
			かめやまし 亀山市	亀山市西野公園野球場
			いがし 伊賀市	上野運動公園野球場
			いせし 伊勢市	三重交通G スポーツの杜 伊勢(体育館)
相撲	全種別	いせし 伊勢市	三重交通G スポーツの杜 伊勢(体育館)	
馬術	全種別	すずかし 鈴鹿市	三重県馬術競技場	
フェンシング	全種別	とばし 鳥羽市	鳥羽市民体育館	
柔道	全種別	つし 津市	津市産業・スポーツセンター(メッセウイング・みえ)	
ソフトボール	成年男子	めいわちよう 明和町	明和町総合グラウンド(仮称)	
	成年女子	くまのし 熊野市	山崎運動公園 くまのスタジアム 山崎運動公園 健康運動広場	
	少年男子	しまし 志摩市	長沢野球場	
			長沢多目的広場	
	少年女子	きほくちよう 紀北町	赤羽運動公園野球場	
			赤羽運動公園多目的広場	
バドミントン	全種別	いせし 伊勢市	三重県営サンアリーナ	
弓道	近的	全種別	なぼりし 名張市	HOS名張アリーナ特設近的弓道場
	遠的			名張市中央公園特設遠的弓道場
ライフル射撃	50m, 10mAR・AP	全種別	つし 津市	三重県営ライフル射撃場
	BR・BP			津市一志体育館
	CP			三重県警察学校射撃場
剣道	全種別	いがし 伊賀市	三重県立ゆめドームうえの	
ラグビーフットボール	成年男子	くまのし 熊野市	山崎運動公園 多目的グラウンド	
	少年男子	すずかし 鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿(サッカー・ラグビー場)	
山岳	リード	全種別	こものちよう 菰野町	菰野町B&G海洋センター特設会場
	ボルダリング			菰野町B&G海洋センター体育館特設会場
カヌー	スプリント	全種別	調整中	調整中
	スラローム・ワイルドウォーター	全種別	調整中	調整中
アーチェリー	全種別	まつさかし 松阪市	松阪市総合運動公園芝生広場	
空手道	全種別	よっかいちし 四日市市	中央緑地新体育館	
クレー射撃	全種別	いがし 伊賀市	三重県上野射撃場	
なぎなた	全種別	つし 津市	津市久居体育館	
ボウリング	全種別	つし 津市	津グランドボウル	
ゴルフ	成年男子	よっかいちし 四日市市	四日市カンツリー倶楽部	
	女子	くわなし 桑名市	桑名カントリー倶楽部	
	少年男子	すずかし 鈴鹿市	鈴峰ゴルフ倶楽部	
トライアスロン	全種別	しまし 志摩市	志摩市浜島海浜公園特設会場	
37競技			13市5町	72会場(63施設)[総合開・閉会式会場含む] [調整中を除く。]

2 公開競技

競技名	種別	会場地	競技会場
綱引	全種別	なばりし 名張市	HOS名張アリーナ
武術太極拳	全種別	くわなし 桑名市	桑名市体育館
パワーリフティング	全種別	あさひちよう 朝日町	朝日町体育館
ゲートボール	全種別	まつさかし 松阪市	松阪市総合運動公園多目的グラウンド
グラウンド・ゴルフ	全種別	まほくちよう 紀北町	赤羽運動公園野球場
			赤羽運動公園多目的広場
			赤羽小・中学校運動場
5競技		3市2町	7会場

3 特別競技

競技名(種目)		種別	会場地	競技会場
高等学校野球	硬式	—	つし 津市	津球場公園内野球場
			いせし 伊勢市	伊勢市倉田山公園野球場
	軟式	—	まつさかし 松阪市	三重県営松阪野球場
1競技			3市	3会場

国民体育大会における違反に対する処分に関する規程

第1章 総則

第1条 規程の対象となる違反

この規程は、国民体育大会（以下「国体」という。）において次の違反が発生した場合の手続き及び処分内容等について定める。

- (1) 参加資格に係る違反（以下「参加資格違反」という。）：国体開催基準要項細則第3項に係る違反
- (2) アンチ・ドーピング規則に対する違反（以下「ドーピング規則違反」という。）：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が定める日本アンチ・ドーピング規程第2条に定める内容に係る違反

第2条 適用範囲

原則として、違反を犯した当該~~競技者選手・監督等（以下、「当該者」という。）~~・チーム~~（監督等を含む。）~~に対して本規程を適用する。

ただし、違反の内容及び違反に至った経過において、明らかに意図的あるいは計画的で悪質と判断した場合は、当該~~競技者~~の所属する当該都道府県体育協会及び当該中央競技団体に対して、本規程第5条、第8条、第11条に定める内容のほか、別途処分を課することができる。

第2章 参加資格違反に関する手続き・処分内容等

第3条 参加資格違反に関する聴聞手続き等

参加資格違反に係る聴聞手続き等については、次のとおりとする。

1. 違反が判明した時点において、以下の者により編成された聴聞会を開催し、当該~~競技者~~及びその所属する関係機関・団体から聴聞を行う。
 - (1) 競技会開始前及び終了後
国民体育大会委員会委員長（以下、「国体委員長」という。）並びに国体委員長が指名した者（若干名）とし、議長の任は国体委員長があたるものとする。
 - (2) 競技会期間中
大会委員長（国体委員長）並びに大会委員長が指名した総務委員（若干名）とし、議長の任は大会委員長があたるものとする。
2. 聴聞会において、当該~~競技者~~及びその所属する関係機関・団体は、違反の疑われる事例について反論の機会が与えられる。

第4条 参加資格違反に関する処分内容の決定

処分内容については、本規程第3条に定める聴聞会からの報告を受けて、国民体育大会委員会（以下、「国体委員会」という。）において決定する。~~但し~~ただし、競技会前又は競技会期間中において違反が判明した場合、当該~~競技者~~・チームの競技会への参加については、国体委員長が本規程第5条に基づき決定する。

第5条 参加資格違反に関する処分

1. 故意~~又~~または重大な過失による違反の場合

(1) 競技会開始前及び期間中

1) 当該**競技者**の当該大会への参加を直ちに中止させる。

また、当該**競技者**が団体競技に参加している場合、当該チームについても直ちに参加を中止させる。

2) 競技会開始前に違反が判明した場合は、当該ブロック内における次順位の選手またはチームが参加できることとする。

23) 成績が発生している場合は、当該**競技者**・チームの順位・得点等を含む全成績（以下「成績」という。）を抹消する。

34) 当該**競技者**については、国体への次回大会以降に開催される3大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国体委員会で審議の上、決定する。

45) 当該**競技者**の所属チーム、並びに所属する都道府県体育協会及び当該中央競技団体については、嚴重注意以上の処分とし、処分内容については、国体委員会で審議の上、決定する。

(2) 競技会終了後

1) 当該**競技者**については、国体への次回大会以降に開催される3大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国体委員会で審議の上、決定する。

2) 当該**競技者**の所属チーム、並びに所属する都道府県体育協会及び当該中央競技団体については、嚴重注意以上の処分とし、処分内容については、国体委員会で審議の上、決定する。

3) 当該大会における当該**競技者**・チームの成績は抹消した上で、改めて全都道府県の全成績を見直すものとする。

2. 過失による違反の場合

当該**競技者**・チームについては、次のとおり取り扱うこととする。

また、処分内容については、当該**競技者**の所属チーム、並びに所属する都道府県体育協会及び当該中央競技団体に対して注意以上の処分とし、国体委員会で審議の上、決定する。

(1) 競技会開始前

1) 個人競技

a. 当該**競技者**については、当該大会を含む2大会以内の参加禁止処分とする。

b. 次順位の**競技者選手**の参加が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の**競技者選手**が参加できることとする。

b.c. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、当該監督が所属する競技・種別の選手の参加は認めないものとする。

2) 団体競技

a. 当該**競技者**については、当該大会を含む2大会以内の参加禁止処分とする。

b. 当該**競技者選手**の所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において、競技会に参加できるものとする。ただし、当該違反選手に係る代替選手の交代（変更）は認めないものとする。

c. 当該**競技者選手**の所属チームが当該競技規則を満たすことができず、参加できない際に場合、当該ブロック内における次順位のチームの参加が可能である場合は、当該ブロック内における次順位のチームが参加できることとする。

e.d. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在と

なる場合、所属チームの参加は認めないものとする。

(2) 競技会期間中

1) 個人競技

- a. 当該**競技者**の当該大会への参加を直ちに中止させ、成績を抹消する。
- b. 当該**競技者**の次回大会への参加については、大会終了後にその可否を審議し、決定する。
- b.c. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。交代ができる場合は、その当該監督が参加する競技・種別の選手の成績も認めるものとする。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、当該監督が参加する競技・種別の選手の参加を直ちに中止させる。

2) 団体競技

- a. 当該**競技者**の当該大会への参加を直ちに中止させる。
- b. 当該**競技者**の次回大会への参加については、大会終了後にその可否を審議し、決定する。
- c. 当該**競技者選手**の所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において継続して競技会に参加することができるものとする。また、その成績も認めるものとする。ただし、当該違反選手に係る代替選手の交代(変更)は認めないものとする。
- e.d. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。交代ができる場合は、その当該監督所属チームの成績も認めるものとする。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、所属チームの参加を直ちに中止させる。

(3) 競技会終了後

当該**競技者**については、次回以降の大会において、2大会以内の参加禁止処分とする。但し、成績は訂正しないものとする。

第3章 ドーピング規則違反に関する手続き・処分内容等

第6条 ドーピング規則違反に関する聴聞手続き等

ドーピング規則違反に係る聴聞手続き等については、日本アンチ・ドーピング規程に基づき、JADA 及び日本アンチ・ドーピング規律パネル(以下「規律パネル」という。)において実施される。

第7条 ドーピング規則違反に関する処分内容の決定

処分内容については、本規程第8条及び第10条に基づき、国体委員会において決定する。ただし、競技会開始前又または競技会期間中において違反が判明した場合、当該**競技者**・チームの競技会への参加については、国体委員長が本規程第8条に基づき決定する。

第8条 ドーピング規則違反に関する処分

1. 当該**競技者**・チームの参加に関する処分

- (1) 当該大会及び次回大会以降の当該**競技者**・チームの参加の可否については、規律パネルの決定した資格停止期間に基づき国体委員会で審議の上、決定する。
- (2) 上記の処分により、当該大会において次順位の**競技者選手**・チームの参加が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の**競技者選手・チーム**が参加できることとする。

2. 成績に関する処分

競技成績等が発生している場合は、規律パネルの決定に基づき、当該**競技者**・チームの成績を抹消する。

第9条 暫定的資格停止

A 検体によりドーピング規則違反が疑われ、その後のドーピング規則違反の有無が確定するまでの間、JADAは当該**競技者**を暫定的に参加資格停止にすることができる。

但しただし、団体競技の場合、チームは当該**競技者**を除き、当該競技規則の定める範囲内において、継続して引き続き競技会に参加できるものとする。

第10条 国体以外の競技会等においてドーピング規則違反が決定した場合の取り扱い

国体以外の競技会検査及び競技会外検査においてドーピング規則違反が決定した場合の、当該**競技者**の国体への参加及び国体における成績については以下のとおり取り扱う。

1. 当該**競技者**・チームの、次回大会以降の参加の可否については、規律パネルの決定した資格停止期間に基づき国体委員会で審議の上、決定する。
2. 当該**競技者**が、規律パネルの決定した成績抹消の対象期間において国体に参加していた場合、規律パネルの決定に基づき、当該**競技者**・チームの国体における成績は抹消する。

第4章 競技順位等の取り扱い

第11条 競技順位・得点及び参加得点

1. 本規程第5条の1、第8条の2及び第10条の2に定める違反が確定し、当該**競技者**・チームの成績が抹消された場合、順位を確定することができる範囲内において順位を繰り上げ、あらかじめ競技順位・得点等を確定する。
2. 前項の措置により、当該都道府県からの**競技者選手**・チームの競技会参加（ブロック大会を含む）が皆無となった場合、その競技における参加得点を抹消する。
3. 競技順位等を訂正する場合は、以下のとおり取り進める。
 - (1) すみやかに競技順位・得点等を確定し、公表する。
 - (2) 各競技会の順位に変更が生じた場合、順位が確定できる競技について、当該**競技者**（チーム）に賞状を授与する。
 - (3) 各競技会、男女総合及び女子総合成績の各1位から8位までの都道府県順位に変更が生じた場合、改めて表彰状を授与する。

第5章 上訴

第12条 上訴

国体委員会の最終的な処分決定に対し、当該**競技者**及び当該**競技者**の所属する機関・団体は、日本スポーツ仲裁機構に上訴を申し立てることができる。

第6章 その他

第13条 その他

1. 参加資格違反については本大会を前提として定めるが、ブロック大会**期間中**において違反が判明した場合も、違反の内容及び競技会の状況等に応じ本規程の内容を適用する。

2. 参加資格違反については、違反した当該大会から 1 大会以上を経て違反が判明した場合、発覚した時点から起算して、本規程を適用する。
3. 本規程に定める事項以外については、別途当該都道府県体育協会及び当該中央競技団体と協議の上、国体委員会において決定する。

第 14 条 規程の変更

この規程は、国体委員会の議決により変更することができる。

附則

1. 本規程は、平成 20 年 4 月 25 日より施行する。

※ 本規程は、「国民体育大会ドーピング防止規則に対する違反に関わる制裁措置等取り扱い規則（平成 15 年 6 月 20 日制定、平成 17 年 6 月 1 日及び平成 19 年 8 月 29 日改訂）」及び「国民体育大会参加資格違反に係る罰則規定（平成 19 年 3 月 7 日制定）」を統合・整理したものである。このことにより、上記規則、規定は廃止する。

2. 本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。
3. 本規程は、平成 23 年 12 月 15 日一部改訂し、同日から施行する。
4. 本規程の平成 23 年 12 月 15 日一部改訂を受けて、当該時点における参加資格違反による国体への参加禁止処分（第 5 条の 2）対象者については、改訂内容を遡って適用することとする（平成 24 年 3 月 22 日国体委員会決定）。
5. 本規程は、平成 27 年 3 月 12 日一部改定し、同日から施行する。
6. 本規程は、平成 28 年●月●日一部改定し、同日から施行する。

国民体育大会参加資格違反に係る参加禁止期間の取り扱いについて

公益財団法人日本体育協会

平成 24 年 3 月 22 日

「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 5 条の 2 に定める過失による参加資格違反に係る処分内容に関し、当該~~競技者~~の国民体育大会（以下「国体」という。）への参加禁止期間については、下記のとおり取り扱うこととする。

1. 以下に該当する場合は、1 大会の参加禁止とする。

- (1) 「居住地を示す現住所」について、本会が定める「日常生活」の判断基準の要件を満たしていたものの、住所に関する届出等の必要な手続きが行われていなかった場合。
- (2) 「学校所在地」について、「通学」の実態は有していたものの、当該~~競技者~~の在籍する学校が国体参加資格上の要件を満たしていなかった場合。（例：通信制課程に学んでいる者が「学校所在地」を選択していた等）
- (3) その他、手続きの不備や規定の誤認に基づくもので、当該~~競技者~~の過失が軽微であったと認められる場合。

2. 上記 1 に該当しない場合は、2 大会の参加禁止とする。

3. その他

- (1) 各競技団体の定める規定に抵触したことで国体の参加資格を満たすことができなくなった場合は、当該競技団体の処分内容に準じ、参加禁止期間を決定する。
- (2) 「1 大会の参加禁止」となる場合であっても、所属都道府県を移動するにあたっては「例外適用※」を受ける場合を除き 2 大会の間を置かなければならない。

※ 「例外適用」の対象者

- ① ~~当該大会の前年度に学校教育法第 1 条に規定する学校を卒業した者新卒業者~~
- ② 結婚又は離婚に係る者
- ③ ふるさと選手制度を活用する者（成年種別年齢域の選手のみ）
- ④ 一家転住に係る者（少年種別年齢域の選手のみ）
- ⑤ JOC エリートアカデミーに在籍する者（少年種別年齢~~期~~域の選手のみ）

附記

1. 本取り扱いは、平成 24 年 3 月 22 日より施行する

2. 本取り扱いは、平成 28 年 6 月 17 日一部改定し、同日から施行する。

競技別実施要項の改定について（馬術競技）

1. 変更理由：

2020年東京オリンピックでのメダル獲得に向け、国体の機会を活かして、オリンピックの競技レベルである大障害飛越競技を導入し、全国的な競技水準の向上を図り、オリンピックを目指す選手層の拡大やメダルポテンシャルアスリートを発掘する。

2. 変更内容：馬術競技実施要項（種目名、実施要領）の変更

【現行】※第71回大会（岩手県）からの抜粋

種別	種目	実施要領
成年男子	標準障害飛越競技	高さ1.35m以下、幅1.50m以下、水濠幅3.50m以下、10障害以内、速度350m/分、全長約500mとする。
	スピードアンドハンディネス競技	高さ1.30m以下、幅1.50m以下、12障害以内、全長約650mとする。
成年女子	標準障害飛越競技	高さ1.20m以下、幅1.40m以下、水濠幅3.50m以下、10障害以内、速度350m/分、全長約500mとする。
少年	標準障害飛越競技	高さ1.20m以下、幅1.40m以下、水濠幅3.50m以下、10障害以内、速度350m/分、全長約500mとする。
	スピードアンドハンディネス競技	高さ1.10m以下、幅1.40m以下、12障害以内、全長約650mとする。
	団体障害飛越競技	高さ1.10m以下、幅1.40m以下、10障害以内、速度350m/分、全長約500mとする。

【第72回大会（愛媛県）】

種別	種目	実施要領
成年男子	国体大障害飛越競技	高さ1.40m以下、幅1.60m以下、水濠幅3.50m以下、13障害以内、速度350～400m/分、全長約500mとする。
	スピードアンドハンディネス競技	高さ1.30m以下、幅1.50m以下、13障害以内、全長600m未満とする。
成年女子	標準障害飛越競技	高さ1.25m以下、幅1.45m以下、水濠幅3.50m以下、13障害以内、速度350m/分、全長約500mとする。
少年	標準障害飛越競技	高さ1.20m以下、幅1.40m以下、水濠幅3.50m以下、13障害以内、速度350m/分、全長約500mとする。
	スピードアンドハンディネス競技	高さ1.10m以下、幅1.30m以下、13障害以内、全長600m未満とする。
	団体障害飛越競技	高さ1.10m以下、幅1.30m以下、10障害以内、速度350m/分、全長約500mとする。

【第73回大会（福井県）】

種別	種目	実施要領
成年男子	国体大障害飛越競技	高さ1.45m以下、幅1.60m以下、水濠幅3.50m以下、13障害以内、速度350～400m/分、全長約500mとする。

3. 特記事項：

成年男子種別「国体大障害飛越競技」の高さは、現行から段階的に引き上げる。なお、第74回大会以降については、オリンピック水準の高さを目標としつつ、第73回大会ブロック大会までの状況（参加数、競技結果等）を考慮し、引き上げの妥当性を国体委員会にて判断することとする。

第71回国民体育大会 総合開・閉会式 次第

1 総合開会式

○期日：平成28年10月1日（土）

○会場：北上総合運動公園北上陸上競技場

順	次 第	時刻
	実施態度決定	6:00
1	開場 (役員・選手団受付開始)	9:00
2	オープニングイベント開始 (役員・選手団受付終了)	11:00
3	入場締切 (役員・選手団集合開始)	12:10
4	オープニングイベント終了	12:50
5	天皇皇后両陛下御着席	12:59
6	式典前演技開始 (役員・選手団集合完了～移動開始)	13:00
7	式典前演技終了	13:30
8	天皇皇后両陛下御退席 (役員・選手団スタンバイ完了)	13:31
9	天皇皇后両陛下御着席	13:50
10	開式通告	13:51
11	役員・選手団入場開始	
12	役員・選手団整列完了	
13	黙祷	
14	開会宣言	
15	国旗掲揚	
16	大会旗・日本体育協会旗掲揚	
17	岩手県旗・会場地市町村旗掲揚	
18	天皇杯・皇后杯返還	
19	大会会長あいさつ	
20	文部科学大臣あいさつ	
21	炬火入場・点火	
22	選手代表宣誓	
23	閉式通告	14:44
24	天皇皇后両陛下御退席	14:45
25	役員・選手団退場開始	14:46
26	役員・選手団退場完了	15:01
27	エンディングイベント開始	15:07
28	エンディングイベント終了	15:37
29	終了	15:38

2 総合閉会式

○期日：平成28年10月1日（火）

○会場：北上総合運動公園北上陸上競技場

順	次 第	時刻
	実施態度決定	6:00
	(競技終了)	
1	開場 (役員・選手団受付開始) (役員・選手団受付終了)	12:20
2	オープニングイベント開始 (役員・選手団集合開始) (役員・選手団集合完了～移動開始)	13:00
3	オープニングイベント終了 (役員・選手団スタンバイ完了)	13:45
4	皇族御着席	13:59
5	開式通告	14:00
6	役員・選手団入場開始	
7	役員・選手団整列完了	
8	成績発表	
9	表彰状授与	
10	天皇杯・皇后杯授与	
11	大会会長あいさつ	
12	スポーツ庁長官あいさつ	
13	岩手県旗・会場地市町村旗降納	
14	大会旗・日本体育協会旗降納	
15	国旗降納	
16	炬火分火・納火	
17	国体旗引継	
18	愛媛県旗掲揚	
19	閉会宣言	
20	閉式通告	14:51
21	皇族御退席	14:52
22	役員・選手団退場開始	14:53
23	役員・選手団退場完了	15:06
24	エンディングイベント開始	15:10
25	エンディングイベント終了	15:20
26	終了	15:21

第 7 1 回国民体育大会 総合開・閉会式（荒天時） 次第

1 総合開会式

○期日：平成28年10月1日（土）

○会場：北上市文化交流センターさくらホール

順	次 第	時刻
	実施態度決定	6:00
1	開場	(※11:00)
	(役員・選手団受付開始)	
	(役員・選手団受付終了)	
2	入場締切	(※13:00)
3	天皇皇后両陛下御着席	13:50
4	開式通告	13:51
5	黙祷	
6	開会宣言	
7	国旗儀礼	
8	大会旗・日本体育協会旗儀礼	
9	岩手県旗・北上市旗儀礼	
10	天皇杯・皇后杯返還	
11	大会会長あいさつ	
12	文部科学大臣あいさつ	
13	選手代表宣誓	
14	閉式通告	14:12
15	天皇皇后両陛下御退席	14:13
	(役員・選手団退場)	
16	終了	14:30

(※) 当日の状況により変更となる場合があります。

2 総合閉会式

○期日：平成28年10月11日（火）

○会場：北上市文化交流センターさくらホール

順	次 第	時刻
	実施態度決定	6:00
	(競技終了)	
1	開場	(※12:00)
	(役員・選手団受付開始)	
	(役員・選手団受付終了)	
2	皇族御着席	13:59
3	開式通告	14:00
4	成績発表	
5	表彰状授与	
6	天皇杯・皇后杯授与	
7	大会会長あいさつ	
8	スポーツ庁長官あいさつ	
9	岩手県旗・北上市旗儀礼	
10	大会旗・日本体育協会旗儀礼	
11	国旗儀礼	
12	国体旗引継	
13	愛媛県旗儀礼	
14	閉会宣言	
15	閉式通告	14:36
16	皇族御退席	14:37
	(役員・選手団退場)	
17	終了	14:49

(※) 当日の状況により変更となる場合があります。

第71回国民体育大会 総合開会式 式典前演技概要

1 演技タイトル 「希望の郷から、ありがとう」

大震災からの復興に、支援をいただいた全国、世界の皆様に感謝を伝えるとともに、復興に向かって力強く前進する岩手の姿、東北の姿を全国にお届けします。

2 演技の概要

- (1) 演技時間 30分間
 (2) 出演者数 約1,900名
 (3) 演技構成

区分・テーマ	展開内容	出演者
第1章 雨ニモマケズ (6分)	<p>美しい自然が文化を育んできた「ふるさと岩手」。 幾度となく襲いかかる災害の度に、岩手の人々は、再び平穏な暮らしを創り上げてきた。 岩手の生んだ詩人、童話作家の宮沢賢治が詩「雨ニモマケズ」の中で理想とした人物像は、岩手の人々の心の中に生きており、復興への歩みを進める人々に、勇気と誇りを与えてくれた。</p> <p>詩の暗唱と元気なパフォーマンスで、宮沢賢治の想いを伝えます。</p>	<p>小学生 特別支援学校生 【約250名】</p>
第2章 前へ！ (9分)	<p>震災後、全国、全世界の多くの人たちからの支援によって、岩手の大地に、岩手の海に、少しずつ、活気が戻っていく。 消えかかっていた伝統のともしびも、前より力強い光を放ち始めた。 復興への強い想いを胸に、大地を踏みしめ前へ進んで行く。</p> <p>伝統芸能の共演により、復興への力強い歩みを表現します。</p>	<p>高校生 釜石虎舞団体 北上鬼剣舞団体 【約510名】</p>
第3章 ふるさとの風 (9分)	<p>深い悲しみの中でも、互いが手を差し伸べ、勇気と優しさを与え合ってきた東北。 復興に向かって歩みを進める中、ふるさとへの思いを同じくする仲間がいることで、多くの困難を乗り越えることができた。 ふるさとの風の中、人々は新たな絆で結ばれた。</p> <p>福島・宮城・岩手の3県合唱団の歌声とダンスにより、東北の新たな絆を表現します。</p>	<p>合唱団 中・高生 ダンス・新体操団体 【約420名】</p>
第4章 希望郷いわて (6分)	<p>偉大な先人達が創り上げてきた私たちの「ふるさと岩手」は、支援して下さった全国や世界中の人達への感謝の想いを胸に、復興へと、そして、その先にある「希望郷いわて」へと歩み続ける。</p> <p>盛岡さんさ踊りの響きとともに、輝く未来へ歩み続ける姿をダイナミックに表現します。</p>	<p>盛岡さんさ踊り団体 【約700名】</p> <p>第1～3章 出演者 【約1,200名】</p>

第71回国民体育大会実施要項総則の変更について

変更前		変更後	
2 総 則		2 総 則	
18 文化プログラム		18 文化プログラム	
文化プログラム	会場地	文化プログラム	会場地
[略]	北上市	[略]	北上市
北上市立鬼の館 常設展		北上市立鬼の館 常設展	
[略]		井上靖記念室常設展	
[略]		[略]	
諄子美術館常設展 常設展		諄子美術館 常設展	
[略]		特別企画展「塚本邦雄展－現代短歌の開拓者－」	
北上市みちのく民俗村 常設展		北上市みちのく民俗村 常設展	
[略]		山口青邨宅「三艸書屋」「雑草園」常設展	
[略]		[略]	
夏油高原新緑まつり		夏油高原新緑まつり	
[略]	平成28年度常設展「スポーツと詩歌2016」(仮)		
[略]	[略]	奥州市	
[略]	[削除]		
第28回奥州水沢グルメまつり	[略]		
[略]			

※ 変更箇所は、下線部のとおり。

第71回国民体育大会（岩手県）文化プログラムの変更内容について

会場地	事業名	期 日	事 業 内 容
		会 場	
北上市	井上靖記念室常設展	1月5日(火)～12月28日(水)	当館名誉館長に就任し、運営にも尽力した井上靖。氏の詩人としての活動に焦点を当て、直筆の原稿などを展示。
		日本現代詩歌文学館	
	特別企画展「塚本邦雄展－現代短歌の開拓者－」	3月19日(土)～6月5日(日)	前衛短歌運動の中心となって活躍し、歌壇に多大な影響を及ぼした塚本邦雄。その遺業を検証し、魅力に迫る没後初の展覧会。
		日本現代詩歌文学館	
山口青邨宅「三艸書屋」「雑草園」常設展	4月1日(金)～12月28日(水)	山口青邨(盛岡市出身)は、「ホトトギス」に拠って活躍した俳人。生前東京で過ごした自宅と庭を移転復元し公開。	
	山口青邨宅「三艸書屋」「雑草園」		
平成28年度常設展「スポーツと詩歌2016」(仮)	6月7日(火)～12月28日(水)	「スポーツ」をテーマに、活躍中の詩歌人による直筆作品を展示。参加型インスタレーションや、映像展示で詩歌を体験できる。	
	日本現代詩歌文学館		
奥州市	第28回奥州水沢グルメまつり	10月16日(日)	[削除]
		水沢公園広場前	

第 71 回国民体育大会（岩手県）競技別実施要項の修正について

【アーチェリー競技（一部抜粋）】

現 行	1 期 日	平成 28 年 10 月 7 日(金)から 10 月 9 日(日)まで (3日間)		
	種 別	10 月 7 日 (金)	10 月 8 日 (土)	10 月 9 日 (日)
	<u>成年女子</u>	※用具検査 9:00～9:40 練習	競技 (イリミネーションラウンド ～セミファイナル) 9:00～15:35	競技 (ファイナルラウンド) ブロンズメダルマッチ ゴールドメダルマッチ 9:00～14:15
	<u>少年女子</u>	9:40～10:10 競技(予選ラウンド) 10:25～12:25		
	<u>成年男子</u>	※用具検査 9:40～10:20 練習		
<u>少年男子</u>	12:40～13:10 競技 (予選ラウンド) 13:25～15:25			
※用具検査は 10 月 6 日 (木) 13 : 00～15 : 00 にも練習会場で行う。				
修 正 案	1 期 日	平成 28 年 10 月 7 日(金)から 10 月 9 日(日)まで (3日間)		
	種 別	10 月 7 日 (金)	10 月 8 日 (土)	10 月 9 日 (日)
	<u>成年男子</u>	※用具検査 9:00～9:40 練習	競技 (イリミネーションラウンド ～セミファイナル) 9:00～15:35	競技 (ファイナルラウンド) ブロンズメダルマッチ ゴールドメダルマッチ 9:00～14:15
	<u>少年男子</u>	9:40～10:10 競技(予選ラウンド) 10:25～12:25		
	<u>成年女子</u>	※用具検査 9:40～10:20 練習		
<u>少年女子</u>	12:40～13:10 競技 (予選ラウンド) 13:25～15:25			
※用具検査は 10 月 6 日 (木) 13 : 00～15 : 00 にも練習会場で行う。				

【クレール射撃競技（一部抜粋）】

現 行	<p>2 会 場 花巻市 花巻市クレール射撃場 <u>(注) スキート種目使用制限号数：7.5号以下</u></p> <p>3 種別及び参加人員 (省略)</p> <p>4 競技上の規程及び方法 (1) 競技はすべて国際ルール(ISSF)を遵守し、国体方式に則り実施する。 (2) 競技方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th rowspan="2">団体 人員</th> <th rowspan="2">使用銃</th> <th rowspan="2">装 弾</th> <th rowspan="2">標 的</th> <th rowspan="2">射撃方法</th> <th rowspan="2">個人 満点</th> <th rowspan="2">団体 満点</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(一社) 日本クレール射撃協会が検定公認したもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トラップ</td> <td>3</td> <td rowspan="2">12番以下 の散弾銃</td> <td><u>2.5 mm以下</u></td> <td rowspan="2">クレールピジョン (パウダークレールを使用)</td> <td rowspan="2">ISSF ルール 国体ルール による</td> <td>100 点</td> <td>300 点</td> </tr> <tr> <td>スキート</td> <td>3</td> <td><u>2.0 mm以下</u></td> <td>100 点</td> <td>300 点</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	団体 人員	使用銃	装 弾	標 的	射撃方法	個人 満点	団体 満点	(一社) 日本クレール射撃協会が検定公認したもの		トラップ	3	12番以下 の散弾銃	<u>2.5 mm以下</u>	クレールピジョン (パウダークレールを使用)	ISSF ルール 国体ルール による	100 点	300 点	スキート	3	<u>2.0 mm以下</u>	100 点	300 点
	種 別									団体 人員	使用銃	装 弾	標 的		射撃方法			個人 満点	団体 満点					
(一社) 日本クレール射撃協会が検定公認したもの																								
トラップ	3	12番以下 の散弾銃	<u>2.5 mm以下</u>	クレールピジョン (パウダークレールを使用)	ISSF ルール 国体ルール による	100 点	300 点																	
スキート	3		<u>2.0 mm以下</u>			100 点	300 点																	
修 正 案	<p>2 会 場 花巻市 花巻市クレール射撃場 (削除)</p> <p>3 種別及び参加人員 (省略)</p> <p>4 競技上の規程及び方法 (1) 競技はすべて国際ルール(ISSF)を遵守し、国体方式に則り実施する。 (2) 競技方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th rowspan="2">団体 人員</th> <th rowspan="2">使用銃</th> <th rowspan="2">装 弾</th> <th rowspan="2">標 的</th> <th rowspan="2">射撃方法</th> <th rowspan="2">個人 満点</th> <th rowspan="2">団体 満点</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(一社) 日本クレール射撃協会が検定公認したもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トラップ</td> <td>3</td> <td rowspan="2">12番以下 の散弾銃</td> <td>2.5 mm (7.5号) 以下</td> <td rowspan="2">クレールピジョン (パウダークレールを使用)</td> <td rowspan="2">ISSF ルール 国体ルール による</td> <td>100点</td> <td>300点</td> </tr> <tr> <td>スキート</td> <td>3</td> <td>2.0 mm (9号) 以下</td> <td>100点</td> <td>300点</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	団体 人員	使用銃	装 弾	標 的	射撃方法	個人 満点	団体 満点	(一社) 日本クレール射撃協会が検定公認したもの		トラップ	3	12番以下 の散弾銃	2.5 mm (7.5号) 以下	クレールピジョン (パウダークレールを使用)	ISSF ルール 国体ルール による	100点	300点	スキート	3	2.0 mm (9号) 以下	100点	300点
	種 別									団体 人員	使用銃	装 弾	標 的		射撃方法			個人 満点	団体 満点					
(一社) 日本クレール射撃協会が検定公認したもの																								
トラップ	3	12番以下 の散弾銃	2.5 mm (7.5号) 以下	クレールピジョン (パウダークレールを使用)	ISSF ルール 国体ルール による	100点	300点																	
スキート	3		2.0 mm (9号) 以下			100点	300点																	

第71回国民体育大会(岩手県)実施競技一覧

1 正式競技

平成28年6月17日現在

競技名		種別	会場地	競技会場	備考
総合開・閉会式		-	きたかみし 北上市	北上総合運動公園北上陸上競技場	
陸上競技		全種別	きたかみし 北上市	北上総合運動公園北上陸上競技場	
水泳	競泳	全種別	もりおかし 盛岡市	盛岡市立総合プール	
	飛込	全種別			
	水球	少年男子			
	シンクロ	少年女子			
	オープンウォータースイミング	男子・女子	かまいしし 釜石市	釜石市根浜海岸特設オープンウォータースイミング会場	
サッカー	成年男子		もりおかし 盛岡市	いわぎんスタジアム(盛岡南公園球技場)	名称変更
			はなまきし 花巻市	岩手県営運動公園陸上競技場	
	女子		もりおかし 盛岡市	岩手県営運動公園陸上競技場	
			もりおかし 盛岡市	岩手県営運動公園サッカー・ラグビー場第1グラウンド(人工芝)	
	少年男子		たきざわし 滝沢市	滝沢総合公園陸上競技場	
			とちのし 遠野市	遠野運動公園陸上競技場	
			とちのし 遠野市	遠野運動公園多目的運動広場 遠野市国体記念公園市民サッカー場	
テニス	成年男子・成年女子	もりおかし 盛岡市	盛岡市立太田テニスコート		
	少年男子・少年女子	はちまんたいし 八幡平市	安比高原テニスクラブ		
ボート	全種別	はなまきし 花巻市	田瀬湖ボート場		
ホッケー	全種別	いわてまち 岩手町	岩手町ホッケー場 岩手町総合グラウンド		
ボクシング	成年男子・少年男子・成年女子	おろしゅうし 奥州市	水沢体育館		
バレーボール	成年男子	いちのせきし 一関市	東山総合体育館		
	成年女子	いちのせきし 一関市	千厩体育館 花泉体育館		
	少年男子・少年女子	はなまきし 花巻市	花巻市総合体育館		
体操	競技	全種別	もりおかし 盛岡市	盛岡タカヤアリーナ(盛岡市アイスアリーナ)	名称変更(H28.7.1)
	新体操	少年女子	きたかみし 北上市	北上総合運動公園北上総合体育館	
バスケットボール	成年男子		おろしゅうし 奥州市	奥州市総合体育館	
			いちのせきし 一関市	一関市総合体育館 東山総合体育館	
	成年女子		おろしゅうし 奥州市	奥州市総合体育館 江刺中央体育館	
	少年男子		いちのせきし 一関市	一関市総合体育館	
	少年女子		おろしゅうし 奥州市	奥州市総合体育館 江刺中央体育館	
レスリング	成年男子・少年男子・女子	みやこし 宮古市	宮古市民総合体育館		
セーリング	全種別	みやこし 宮古市	リアスハーバー宮古		
ウエイトリフティング	成年男子・少年男子・女子	おろしゅうし 奥州市	江刺中央体育館		
ハンドボール	全種別		はなまきし 花巻市	花巻市総合体育館 花巻市民体育館 富士大学スポーツセンター	
自転車	トラック・レース	成年男子・少年男子・女子	しわらぶら 紫波町	紫波自転車競技場	
	ロード・レース	成年男子・少年男子	しわらぶら 紫波町	紫波町特設ロード・レースコース	
ソフトテニス	全種別	きたかみし 北上市	和賀川グリーンパークテニスコート		
卓球	全種別	おろしゅうし 奥州市	奥州市総合体育館		
軟式野球	成年男子		くまがら 葛巻町	総合運動公園野球場	
			いらいり 岩泉町	楽天イーグルス・岩泉球場	
			ふたいてら 普代村	北緯40度運動公園野球場	
			かろまい 軽米町	ハートフル野球場	
			のたむら 野田村	ライジング・サン・スタジアム	
			くの 九戸村	ナインズ球場	
			ひらのかほら 洋野町	オーシャン・ビュー・スタジアム	

競技名		種別	会場地	競技会場
相撲		成年男子・少年男子	八幡平市	八幡平市総合運動公園体育館
馬術		全種別	奥州市	岩手県競馬組合水沢競馬場
フェンシング		全種別	一関市	一関市総合体育館
柔道		全種別	久慈市	久慈市民体育館
ソフトボール		成年男子・成年女子・少年女子	花巻市	石鳥谷ふれあい運動公園
		少年男子	金ケ崎町	森山総合公園野球場 金ケ崎中学校ソフトボール場
バドミントン		全種別	北上市	北上総合運動公園北上総合体育館
弓道		全種別	奥州市	水沢弓道場
ライフル射撃	CP	成年男子	盛岡市	岩手県警察学校射撃場
	50m	全種別	八幡平市	八幡平市田山射撃場
	10m・AP			旧八幡平市立田山中学校特設会場
	BR・BP			八幡平市立田山小学校体育館
剣道		全種別	二戸市	二戸市総合スポーツセンター
ラグビーフットボール		成年男子・女子	釜石市	釜石市球技場
		少年男子	八幡平市	八幡平市ラグビー場
山岳	リード	全種別	盛岡市	岩手県営運動公園
	ボルダリング			
カヌー	スプリント	全種別	盛岡市	岩手県立御所湖広域公園漕艇場
	スラローム	全種別	奥州市	胆沢川特設カヌー競技場
	ワイルドウォーター			
アーチェリー		全種別	雫石町	雫石町総合運動公園陸上競技場
空手道		全種別	盛岡市	岩手県営武道館
クレー射撃		成年	花巻市	花巻市クレー射撃場
なぎなた		成年女子・少年女子	一戸町	一戸町体育館
ボウリング		全種別	盛岡市	ビッグハウススーパーレーン
ゴルフ	成年男子	全種別	岩手町	岩手沼宮内カントリークラブ
	女子	全種別	八幡平市	安比高原ゴルフクラブ
	少年男子			南部富士カントリークラブ
トライアスロン		成年男子・成年女子	釜石市	釜石市根浜海岸特設トライアスロン会場
37競技			12市9町3村	63会場

2 公開競技

競技名		種別	会場地	競技会場
綱引		-	花巻市	花巻市総合体育館
ゲートボール		-	花巻市	日居城野陸上競技場
パワーリフティング		-	平泉町	平泉町立平泉小学校体育館
グラウンドゴルフ		-	大船渡市	盛川河川敷公園
4競技			2市1町	4会場

3 特別競技

競技名		種別	会場地	競技会場
高等学校野球	硬式	-	盛岡市	岩手県営野球場
	軟式	-	花巻市	花巻球場
		-	山田町	山田町民総合運動公園野球場
1競技			2市1町	3会場

4 デモンストレーションスポーツ

競技名等		会場地	競技会場
インディアカ		平泉町	平泉町立長島体育館
ウォーキング		大船渡市	三陸復興国立公園碁石海岸
ウォークラリー		野田村	村内特設会場
エアロビック		北上市	北上総合体育館
オリエンテーリング		八幡平市	安比高原特設会場
クッパ		住田町	住田町運動公園ふれあい広場
サーフィン		洋野町	種市海浜公園
3B体操		雫石町	雫石町営体育館
シーカヤックマラソン		雫石町	リアスハーバー宮古
室内雪合戦		西和賀町	湯田農業者トレーニングセンター
少年少女ホッケー		岩手町	岩手町ホッケー場
スポーツチャンバラ		矢巾町	矢巾町民総合体育館
スポーツ吹矢		一関市	一関市総合体育館(サブアリーナ)
ソフトバレーボール		大槌町	大槌町城山公園体育館(アリーナ)
ターゲット・バードゴルフ		一戸町	一戸町ターゲット・バードゴルフ場
ダンススポーツ		滝沢市	滝沢総合公園体育館
ネオホッケー		葛巻町	葛巻町社会体育館
パークゴルフ		洋野町	洋野町大野パークゴルフ場
バウンドテニス		一関市	一関市総合体育館(メインアリーナ)
ビーチバレー		陸前高田市	陸前高田市高田町特設会場
ビリヤード		盛岡市	ビリヤードBRIDGE
ヒルクライム		北上市	和賀町岩崎地内夏油高原周辺
武術太極拳		盛岡市	盛岡体育館
フライングディスク	アルティメット	北上市	北上総合運動公園第1、2運動場
	ディスクゴルフ		北上総合運動公園第1運動場
	北上翔南高等学校特設コース		
ベタンク		北上市	北上総合運動公園第3運動場
マラソン		大船渡市	大船渡市内公認マラソンコース
マレットゴルフ		田野畑村	田野畑村マレットゴルフ場
ラジオ体操		矢巾町	矢巾町屋外運動場
リレーション3		花巻市	花巻市スポーツキャンプむら
29競技		9市10町2村	30会場



第72回国民体育大会冬季大会

スケート競技会・アイスホッケー競技会

実施要項



第72回国民体育大会冬季大会

ながの銀嶺国体

氷雪に かがやけ君の 技ちから

公益財団法人日本体育協会
文 部 科 学 省
長 野 県
公益財団法人日本スケート連盟
公益財団法人日本アイスホッケー連盟
長 野 市
岡 谷 市
軽 井 沢 町

目 次

1	競技会日程と会場一覧表	1
2	実施要項総則	2
	※交代(変更)届・棄権届	13
3	各競技実施要項	15
4	式典次第	24
5	宿泊要項	26
6	輸送交通要項	30
7	医療救護要項	32
8	国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程	33
9	国民体育大会会長トロフィー授与規程	34
10	関係団体事務局一覧	35

1 競技会日程と会場一覧表

正式競技：スケート、アイスホッケー

会場地	式典・競技		日 程					会 場	所在地
			平成 29 年 1 月						
			27 (金)	28 (土)	29 (日)	30 (月)	31 (火)		
長野市	開始式		午前 ◎					長野市芸術館	長野市大字鶴賀 緑町 1613
	表彰式						午後 ◎	長野市若里市民文化ホール	長野市若里 3-22-2
	スケート	スピード		○	○	○	○	長野市オリンピック記念 アリーナ(エムウェーブ)	長野市大字北長池 195
		フィギュア	○	○	○	○		長野市若里多目的スポーツ アリーナ (ビッグハット)	長野市若里 3-22-2
		ショート トラック				○	○		
岡谷市	アイス ホッケー	成年 少年	○	○	○	○	やまびこスケートの森 アイスアリーナ	岡谷市字内山 4769-14	
軽井沢町		成年	○	○	○	○	軽井沢風越公園 アイスアリーナ	北佐久郡軽井沢町 大字長倉182-3	

(凡例) ◎開始式・表彰式 ○ 競技日

全国会議

	全 国 代 表 者 会 議	全 国 報 道 員 会 議
日 時	平成 29 年 1 月 26 日(木) 13:00～	平成 29 年 1 月 26 日(木) 15:00～
会 場	ホテル国際21 2階「芙蓉」	ホテル国際21 2階「芙蓉」
住 所	長野市県町576	長野市県町576
電話番号	026-234-1111	026-234-1111

2 実施要項総則

開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするスポーツの祭典である。

第72回国民体育大会冬季大会「ながの銀嶺国体」は、「氷雪に かがやけ君の 技ちから」をスローガンに、冬季スポーツと長野県の魅力を全国に発信する大会として、長野オリンピックのレガシー（遺産）を生かしながら、スポーツを通じて国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目指して開催する。

実施方針

1 実施競技

正式競技：スケート、アイスホッケー

2 会期及び会場

競技会名	会期	会場
スケート競技会 アイスホッケー競技会	平成29年1月27日(金)～1月31日(火)5日間	長野市 岡谷市 軽井沢町

3 競技方法

各競技実施要項に示す方法とし、都道府県対抗で実施する。

4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例（TUE）」の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が未成年者（20歳未満）の場合、親権者及び本人が署名、捺印した同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第72回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【公益財団法人日本体育協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/>】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(イ) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(ロ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時【平成29年1月6日(金)】に1年以上在籍していること。
 - b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学3年生)に該当していること。
- (ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者
- a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。
 - b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。
- [注] 上記(ウ) bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。
- イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)と体育(スポーツ)協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者であること。
- ウ 第70回又は第71回大会(都道府県大会及びブロック大会を含む。)において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第70回又は第71回大会と異なる都道府県から参加することはできない。
- (ア) 成年種別
- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
 - b 結婚又は離婚に係る者
- [注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。
- c ふるさと選手制度を活用する者(別記1 「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)
 - d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者(別記4 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)
- (イ) 少年種別
- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
 - b 結婚又は離婚に係る者
 - c 一家転住に係る者(別記2 「『一家転住等』に伴う特例措置」による。)
- [注] aからcは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。
- d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者(別記4 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)
- エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。
- オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。
- カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。
- キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。
- (ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これに通過した者であること。
 - (イ) 健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。
 - (ウ) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。
- ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本体育協会(以下「日本体育協会」という。)公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。
- (2) 所属都道府県
- 所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

(ウ) 勤務地

[注] 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、平成28年4月30日以前から各競技会終了時（平成29年1月31日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記3「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

a 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

b 別記3「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、平成10年4月1日以前に生まれた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、平成10年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者とする。

(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、平成28年4月1日を基準とする。

イ スケート競技については、中学3年生（平成13年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者）が参加できるものとする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本体育協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本体育協会がその可否を決定する。

別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】

1 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

(1) 居住地を示す現住所

(2) 勤務地

(3) ふるさと

2 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。

3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。

なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。

- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 7 参加都道府県は、「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本体育協会宛に提出する。

別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。

なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。

 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育（スポーツ）協会（以下「都道府県体育協会」という。）及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨を報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

- 1 特例の対象となる選手
本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。
 - (1) 第22回オリンピック冬季競技大会（2014年・ソチ）に参加した者。
 - (2) 平成28年10月31日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者。
 - ア JOCアスリートプログラム強化指定選手
 - イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者
 - ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

[注] 強化指定ランクについては、各競技会における全日本選手権大会入賞レベル以上のカ

テゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 平成28年4月30日以前から各競技会終了時（平成29年1月31日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

(イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 平成28年4月30日以前から各競技会終了時（平成29年1月31日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

(イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－③（国内移動選手の制限）の通りとする。

別記4【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県との6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

＜特例の対象者＞

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ア 平成23年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。
- イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、平成28年4月30日以前から、各競技会終了時（平成29年1月31日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。
- (2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第70回及び第71回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-(1)-③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

<特例の対象者>

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 平成23年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは、当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が平成28年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「住居を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本体育協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第72回大会に参加した者が、第73回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-(1)-③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

<例>○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

<特例の対象者>

平成23～24年度に、避難等による移動先の属する都道府県において中学校又は高等学校を卒業した者

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は、次のとおりとする。

(1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績及び女子総合成績とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第1位から第8位までの都道府県に与え、次の2種類とする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、少数第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	フィギュア	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	アイスホッケー	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
種目	スピード ショートトラック	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

[注] 「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は10点とし、大会(ブロック大会を含む。)に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

(2) 各競技会の総合成績は、競技団体が決定する。ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

(3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規定」によるものとする。

7 表彰

(1) 各正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。

(2) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(3) 各正式競技の各種別及び各種目の第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員(監督を含む。)の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、更にその都道府県名と個人名を記載したもの又は、都道府県と各チーム全員(監督を含む。)の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

(1) 都道府県の体育(スポーツ)協会会長(代表者)及び各競技団体会長(代表者)は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者を、第72回国民体育大会会長宛に申込むものとする。

(2) 参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込みシステムにより行う。

(3) 参加申込締切日は、平成29年1月6日(金)とする。

(4) 参加申込様式は、日本体育協会が実施競技団体と協議の上、作成する。

(5) 参加申込締切後の選手又は監督の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手又は監督を交代する場合は、下記宛に所定の様式(本要項13ページ)にて届け出なければなら

らない。

なお、交代の可否は、監督会議で決定する。

ア 公益財団法人日本スケート連盟

イ 公益財団法人日本アイスホッケー連盟

ウ 第72回国民体育大会冬季大会長野県実行委員会事務局

[注] スケート競技（スピード、ショートトラック、フィギュア）参加者については、ア、ウに、アイスホッケー競技参加者については、イ、ウに提出するものとする。

なお、日本体育協会に対しては、各競技会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続をとらなければならない。

なお、棄権手続に係る届出については選手交代届と同じ様式（本要項13ページ）を用いるものとする。

10 大会参加負担金

(1) 大会に選手団を派遣する都道府県体育（スポーツ）協会は、1人当たり次のとおり参加負担金を納入するものとする。（視察員を除く）

区 分	参加負担金
少年の種別に参加する選手	未定
上記以外の者(本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等)	未定

(2) 大会参加負担金は、各都道府県体育（スポーツ）協会できとまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入締切日

平成29年1月6日(金)

イ 納入先

みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729

公益財団法人日本体育協会

11 宿泊申込

大会参加者は、第72回国民体育大会冬季大会長野県実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申し込むものとする。

12 参加選手団本部役員編成

参加選手団本部役員は、次のとおりとする。

(1) 1都道府県あたり、団長、総監督及び総務ほか、計5名以内とする。

(2) 上記役員のほか、5名以内の顧問を設けることができる。

(3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。

なお、帯同するスポーツドクターは日本体育協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。

(4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、アスレティックトレーナーを帯同できる。

なお、帯同できるアスレティックトレーナーは日本体育協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

(5) 参加選手団本部役員の1日あたりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。

(6) 参加選手団本部役員の申込みは、監督及び選手の申込みと同時に第8項に定める方法により行う。

13 視察員

- (1) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、平成30年以降の国民体育大会冬季大会の開催が決定又は内定している県については、20名以内とする。
- (2) 視察員の申込みは、参加選手団の申込みと同時に、第8項に定める方法により行う。
- (3) 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。

14 大会参加章及び視察員章の交付

大会参加章及び視察員章は、次の者に交付する。

- (1) 大会参加章
都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員
- (2) 視察員章
視察員

15 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された大会参加章又は視察員章を携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し所属都道府県を明示したユニフォームを着用しなければならない。

16 個人情報及び肖像権に関わる取扱い

日本体育協会、第72回国民体育大会冬季大会長野県実行委員会、第72回国民体育大会冬季大会スケート競技会長野市実行委員会、第72回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会岡谷市実行委員会、第72回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会軽井沢町実行委員会及び国民体育大会実施競技中央競技団体（以下「国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 競技会プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載
- (オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 第72回国民体育大会冬季大会長野県実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の競技会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取扱い

ア 写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が新聞・

雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、販売・配付されることがある。なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

17 都道府県大会及びブロック大会

本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本体育協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本体育協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込み。なお、参加は1人1競技に限る。
- (4) ブロック大会の申込は、原則として国民体育大会参加申込システムにより行い、様式は日本体育協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。
- (5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。
- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。
- (7) 競技運営に差し支えない限り、長野県選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会に参加することができる。

18 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本体育協会及び都道府県体育（スポーツ）協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育（スポーツ）協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（1人あたり1,000円）を日本体育協会へ納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については、別途日本体育協会から都道府県体育（スポーツ）協会へ

通知する。

19 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は参加負担金が定められた締切日までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

**第 72 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会
参加選手・監督【交代（変更）届・棄権届】※いずれかに○**

※手続きにあたっては、次ページの留意事項を参照すること。

1 参加申込選手

競技名		種別		部・種目別	
参加申込選手					

2 交代（変更）・棄権の理由

--

3 交代（変更）※棄権の場合は記入不要

フリガナ			生年月日	年 月 日生（ 歳）	
氏 名					
所属区分※1		所属の所在地※2			
プログラム記載用所属					
第 70 回大会 参加都道府県		第 71 回大会 参加都道府県		例外適用 ※3	
中央競技団体 登録の有無	有 ・ 無	有 の 場 合 登録番号等			
その他の必要事項（身長、体重、記録等） ※監督の交代（変更）の場合は公認スポーツ指導者登録番号					

※1 第72回大会（都道府県予選会、ブロック大会）所属都道府県について、次のいずれかを選択して参加したかを記入。

成年種別 ア 居住地を示す現住所 イ 勤務地 ウ ふるさと

少年種別 ア 居住地を示す現住所 イ 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地
ウ 勤務地

※2 所在地は、市区町村名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。

※3 今回（第72回大会）と第71回大会（不出場の場合は第70回大会）の参加都道府県が異なる場合のみ記入。[1. 新卒業者 2. 結婚又は離婚 3. ふるさと（成年）
4. 一家転住（少年） 5. 東日本大震災に係る特例]

平成 年 月 日

当該中央競技団体会長（代表者） 殿

第 72 回国民体育大会冬季大会長野県実行委員会会長 殿

体育（スポーツ）協会

会長（代表者） 印

協会・連盟

会長（代表者） 印

第72回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項

1 交代（変更）手続

特別な事情で選手又は監督を交代（変更）する場合には、次の手続を行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、当該中央競技団体の判断による。

- (1) 実施要項総則及び当該競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手又は監督の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要な事項を記入し、各競技が定める提出期限までに、当該中央競技団体及び開催県実行委員会宛提出すること。
- (2) 当該中央競技団体提出用には、当該中央競技団体に確認の上、診断書等必要書類を添付すること。
- (3) 交代（変更）届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者（※1）及び当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印による提出を認める。
- (4) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

2 棄権手続

参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続をとること。

- (1) 当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡責任者は、棄権届に必要な事項を記入し、当該競技会責任者（※2）宛に指定のFAX番号へFAXにて提出すること。（開催県実行委員会には提出不要）
なお、原本は提出後必ず保管し、下記3に従い、後日、公益財団法人日本体育協会へ提出すること。
- (2) 棄権届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者（※1）の署名及び捺印による提出を認める。（当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印は不要）
- (3) 中央競技団体への診断書等の添付は不要。
- (4) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

3 大会終了後の手続

大会終了後、都道府県体育（スポーツ）協会並びに中央競技団体は次の手続を行うこと。

- (1) 都道府県体育（スポーツ）協会は、大会終了後通知される公益財団法人日本体育協会の案内に従い、交代（変更）手続後の参加申込み情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続きの場合、参加申込み情報の修正は不要。
- (2) 大会終了後2週間以内に、次のものを公益財団法人日本体育協会に提出すること。
 - ア 中央競技団体は、棄権届。（写し）
 - イ 都道府県体育（スポーツ）協会は、棄権届（原本）及び棄権届提出一覧。

※1 「都道府県選手団連絡責任者」は、公益財団法人日本体育協会が大会開催前に各都道府県体育（スポーツ）協会に対し照会を行い、取りまとめの上、中央競技団体に通知する。

※2 「競技会責任者」及び「指定FAX番号」は、公益財団法人日本体育協会が大会開催前に各中央競技団体に対し照会を行い、取りまとめの上、都道府県体育（スポーツ）協会に通知する。

3 各競技実施要項

◇ 正式競技 ◇

〔1〕 スケート競技

1 期 日 平成29年1月27日(金)から1月31日(火)まで (5日間)

実施競技	競技期間
スピード	平成29年1月28日(土)～1月31日(火)
ショートトラック	平成29年1月30日(月)～1月31日(火)
フィギュア	平成29年1月27日(金)～1月30日(月)

2 会 場

会場地	実施競技	競技会場
長野市	スピード	長野市オリンピック記念アリーナ (エムウェーブ)
	ショートトラック	長野市若里多目的スポーツアリーナ (ビッグハット)
	フィギュア	

3 種別、種目及び参加人員

(1) 種別及び種目

ア スピード

種 別	種 目
成年男子	500m・1000m・1500m・5000m・2000m R
成年女子	500m・1000m・1500m・3000m・2000m R
少年男子	500m・1000m・1500m・5000m・10000m・2000m R
少年女子	500m・1000m・1500m・3000m・2000m R

イ ショートトラック

種 別	種 目
成年男子	500m・1000m・5000m R
成年女子	500m・1000m・3000m R
少年男子	500m・1000m
少年女子	500m・1000m

ウ フィギュア

種 別	種 目
成年男子	シ ョ ー ト プ ロ グ ラ ム フ リ ー ス ケ ー テ ィ ン グ
成年女子	
少年男子	
少年女子	

(2) 参加人員

種別	監督数	選手数	小計	都道府県数	合計
成年男子	12名以内	30名以内	1都道府県 66名以内	47	858名以内
成年女子					
少年男子		24名以内			
少年女子					

各都道府県は、監督12名、選手54名、計66名以内で編成し、各種別、各種目の参加数は上記のとおりとする。

ただし、総計858名を超える場合は、公益財団法人日本スケート連盟が調整する。

ア スピード

(ア) 各都道府県のエントリーは、前年度の国体で各種別の総合順位が1～16位までの都道府県は各種別最大8名まで、17位以下の都道府県は各種別最大5名までとする。

ただし、国体開催県が17位以下の場合は16位に繰り上がる。

各都道府県の種別順位が16位までの中に得点が得られなかった場合、順位が決定している都道府県以下の順位の決定は、各種目予選から決勝までのレースごとにパフォーマンスポイントを1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点を与えて都道府県ごとの合計得点により以降の順位を決定する。この場合、長距離(3000m・5000m・10000m)に限り、1位12点、2位11点、3位10点、4位9点、5位8点、6位7点、7位6点、8位5点、9位4点、10位3点、11位2点、12位1点とする。

(イ) 1種目2名以内、1名2種目(リレーは除く。)以内とする。

また、最大枠の中で各種目1名の補欠をエントリーできる。

リレーのエントリーは1チーム6名以内とし、競技は4名で行う。

(ウ) エントリー後における選手の交代は、公益財団法人日本スケート連盟スピードスケート競技規則運用マニュアルに定める事由に準じる。

(エ) スピードとショートトラックに重複してエントリーすることはできない。

(オ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて12名以内とする。

イ ショートトラック

(ア) 前年度国体で、各種別の総合順位が1～8位までの都道府県と、前年の全日本都道府県対抗競技会で、各種別の総合順位が上記8位までを除いた都道府県で、各種別それぞれ8位まで、計16の都道府県は、成年男女種別各5名以内、少年男女種別各2名以内とし、17位以下の都道府県は各種別1名とし、国体開催県が17位以下の場合は、16位に繰り上げ、以下の順位を繰り下げる。

前年度の国体の各都道府県の種別順位が8位までの中に得点が得られなかった場合は全日本都道府県対抗競技会の成績による。

(イ) 1種目2名以内、1名2種目(リレーは除く)以内とする。

また、最大枠の中で各種目1名の補欠をエントリーできる。

リレーのエントリーは1チーム5名以内とし、競技は4名で行う。

16位までの都道府県少年男女種別と17位以下の都道府県各種別については、エントリー後に病気、けが等で出場できない場合は、抽選会以前でレフェリーが認めた時に限り変更することができる。

(ウ) 上記以外のエントリー後における選手の交代は、公益財団法人日本スケート連盟スピードスケート競技規則運用マニュアルに定める事由に準じる。

(エ) ショートトラックとスピードに重複してエントリーすることはできない。

(オ) 監督は、スピード、ショートトラック、フィギュアを合せて12名以内とする。

ウ フィギュア

(ア) 参加人員は、各種別とも1都道府県1チーム2名とする。

参加都道府県は、①から③に該当する最大16チームである。

- ① 前年度の国体で、各種別の総合順位が上位8チームで今年度の予選参加申込締切日までに大会出場の意向を提出したチーム
 - ② 第72回国民体育大会冬季大会フィギュア競技予選会において出場権を得たチーム
 - ③ 開催都道府県で今年度の予選参加申込締切日までに大会出場の意向を提出したチーム
- (イ) 監督は、スピード、ショートトラック、フィギュアを合せて12名以内とする。

4 競技上の規程及び競技方法

(1) スピード

- ア 公益財団法人日本スケート連盟シングルトラックスピードスケート競技特別規則による。トラックは、「387.36m標準シングルトラック（Cタイプ）」を使用する。
- イ 競技は、個人及び都道府県対抗とし、種目ごとに予選及び決勝を行う。なお予選及び決勝は、次の方法により行う。
 - (ア) 予選は、各都道府県からの出場申込記載順によりシードして組み合わせる。
 - (イ) 決勝出場者
 - ① 8名以内（男女500m、男女1000m、男女1500m）
 - ② 12名以内（男子5000m、男子10000m、女子3000m）
 - (ウ) 出場者数が上記の人数を超えた場合は予選を行う。ただし、申込者数が9名の場合は、予選を行わず決勝とする。
 - (エ) 男女500m、1000m、1500mについては、出場者数により準決勝を行うことができる。
 - (オ) 組合せにあたっては、大会コミティー、レフェリー及び公益財団法人日本スケート連盟スピード委員が立会い、責任をもって調整する。
- ウ リレーの編成は、エントリー選手であれば予選と決勝で同一選手でなくてもよい。ただし、メンバー及び出走順の提出はリレー競技開始1時間前までとし、スケートの破損、選手の負傷等の特別な理由による変更の申出は、リレー競技開始30分前までとする。
- エ 責任先頭制の競技方法を採用する。
 - (ア) 責任先頭を課す距離及び回数は、次のとおりとする。
 - 1000m（1回）、1500m（1回）、3000m（2回）、5000m（4回）、10000m（8回）
 - (イ) 責任先頭判定ラインは、両ストレートの中央に、走路に直角に引いた線とし、シングルトラック競技のフィニッシュの判定基準により行う。ただし、責任先頭の回数は、1000mを除きスタート後最初の判定ラインを除外する。
 - (ウ) 責任先頭の負荷種目の順位は、責任先頭を完了した者を優先して、到着順で順位を決定する。また、責任先頭を完了しなかった者は、取得した回数の多少にかかわらず到着順とする。ただし、男子10000mにおいては、責任先頭を完了した者を優先して到着順に順位を決定し、次に回数未完了者の中で、取得回数の多い順に順位を付け、同回数の場合は到着順で決定する。さらに、未取得の者が到着順にこれに続く。
- オ 抗議は、監督を通じてのみ行うことができる。

(2) ショートトラック

- ア 公益財団法人日本スケート連盟ショートトラックスピードスケート競技特別規則による。トラックは、標準ショートトラックを使用する。
- イ 競技は、個人及び都道府県対抗とする。
- ウ 出場者をもって予選、準決勝、決勝、順位決定レースを行い、順位を決定する。なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。
 - (ア) 各種目ともエリミネーション方式とし、ラウンド及び組数は、出場者数に基づいて設定する。
 - (イ) レフェリー救済者を除き、500m、1000mの準決勝及び決勝は4名までの編成とする。
 - (ウ) レフェリー救済者を除き、各レースの1位、2位の者は次のラウンドに進出できる。
 - (エ) 同種別のレースの間に最低20分の休憩時間をおく。

- (オ) 成年男子リレーの予選、準決勝は3000mで行う。
- エ 各種目とも、最初のラウンドの組合せは、各都道府県からの出場申込記載のブロック別とし、そのブロックにおけるラウンドの編成は今年度全日本距離別ランキングに基づいて、次にバジテスト級により同一級の中で抽選して各組に配置する。
- また、補欠を起用する場合は予選にのみ適用し、交代者の組に置き換えることとし、全体の組合せの変更は行わない。組合せにあたっては、大会コミティー、レフェリー、コンペチターズスチュワード及び公益財団法人日本スケート連盟スピード委員が立会い、責任をもって調整する。
- オ 順位は、決勝レース及び順位決定レースにより、1～8位を決定する。
- (3) フィギュア
- ア 公益財団法人日本スケート連盟フィギュアスケート競技特別規則に準ずる。
- 採点は、ISUジャッジングシステムによる。
- イ 各種別参加選手32名以内によってショートプログラムを行い、上位24名によるフリースケーティングを行い、2名の総合成績合計で各チームの順位を決定する団体競技とする。
- 数値が同じ場合は、個人成績の良い選手を含むチームが上位となる。
- ※ 注意① 1名では参加できない。
- ② 2名申込みの場合でも1名が棄権した場合は、そのチームは失格とする。
- ウ 本大会においてショートプログラム終了以前に1名でも選手が棄権した場合は、そのチームは失格となる。
- ただし、フリースケーティングにおける棄権は、棄権した選手に対しフリースケーティングの最下位の順位が与えられる。
- エ 予選チームと本大会出場チームは、有資格者であればメンバーが異なってもかまわない。
- オ 本選において選手の変更がある場合は、監督会議前に文書で届け出た場合のみ1名の変更を認めることができる。抽選後の変更は認められない。
- カ 競技課題
- ショートプログラムは、2016年国際スケート連盟規程第611条に基づき、少年はISUジュニア課題、成年はISUシニア課題とする。
- フリースケーティングは、2016年国際スケート連盟規程第612条に基づき、少年はジュニア、成年はシニアのISU規則に準ずる。
- キ 滑走時間
- (ア) ショートプログラム滑走時間は、2分50秒以内とする。
- (イ) フリースケーティング滑走時間は、成年男子4分30秒、成年女子4分、少年男子4分、少年女子3分30秒とする。
- ク 音楽は、CD、MDのいずれかを使用することとし、最初から再生できるものとする。
- また、必ず予備の音源（提出したものと別の媒体）も持参すること。
- ケ 演技予定要素リストは、参加選手個人において平成29年1月6日（金）までに公益財団法人日本スケート連盟ホームページ「マイページ」より登録すること。
- <https://www.skatingjapan.jp/mypage/>
- なお、登録できない場合は都道府県単位でまとめて下記へ送付すること。
- 期 限 平成29年1月6日（金）
- 送付先 〒380-8512
長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地
長野市文化スポーツ振興部国体事務局内
第72回国民体育大会冬季大会スケート競技会長野市実行委員会事務局
- コ 滑走順抽選は監督会議において行う。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

「2 実施要項総則」5に定めるもののほか、参加者は次のとおりとする。

(1) 監督

公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者資格制度に基づく公認スケート指導員、公認スケートコーチ、公認上級スケートコーチ、又は公認スケート教師の資格を有すること。

(2) スピード

公益財団法人日本スケート連盟バッジテストB級以上（スピード・ショート）の資格を有する者。（バッジテスト認定証は、必ず持参すること。）

(3) ショートトラック

公益財団法人日本スケート連盟バッジテストB級以上（スピード・ショート）の資格を有する者。（バッジテスト認定証は、必ず持参すること。）

(4) フィギュア

各種別とも、公益財団法人日本スケート連盟フィギュアバッジテスト総合5級以上の資格を有する者。

ただし、中学3年生が参加する場合は、バッジテスト総合6級以上とする。

6 総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に第1位から第8位までを決定する。

ただし、同点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点の種類

ア 各種目に与える得点競技：スピード、ショートトラック

イ 種別に与える得点競技：フィギュア

(2) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競 技 得 点
成年男子 成年女子 少年男子 少年女子	成年女子 少年女子	スピード、ショートトラック 各種目（リレーを含む）とも、1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点の競技得点を与える。
		フィギュア 各種別とも、1位24点、2位21点、3位18点、4位15点、5位12点、6位9点、7位6点、8位3点の競技得点を与える。

※ 同得点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

得点は、次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

(3) 参加得点

大会（ブロック大会等を含む。）に参加した都道府県に、参加得点10点を与える。

ただし、第72回国民体育大会冬季大会フィギュア競技予選会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

7 表彰

(1) 男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(2) 男女総合成績第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。

(3) 競技の各種別及び種目の第1位から8位までに、賞状を授与する。

ただし、団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したもの又は、都道

府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 諸会議

(1) 抽選会

ア スピード

日 時 平成29年1月10日(火)午後1時から
場 所 長野市オリンピック記念アリーナ（エムウェーブ）109会議室
電 話 026-222-3300

イ ショートトラック

日 時 平成29年1月10日(火)午後2時から
場 所 長野市オリンピック記念アリーナ（エムウェーブ）108会議室
電 話 026-222-3300

ウ フィギュア

日 時 平成29年1月26日(木)午後1時から
場 所 長野市若里多目的スポーツアリーナ（ビッグハット）会議室5
電 話 026-223-2223

(2) 監督会議

ア スピード

日 時 平成29年1月27日(金)午後3時から
場 所 長野市オリンピック記念アリーナ（エムウェーブ）食堂スペース
電 話 026-222-3300

イ ショートトラック

日 時 平成29年1月29日(日)午後2時から
場 所 ホテルメルパルク長野「白鳳」
電 話 026-225-7800

ウ フィギュア

日 時 平成29年1月26日(木)午後1時から
場 所 長野市若里多目的スポーツアリーナ（ビッグハット）会議室5
電 話 026-223-2223

(3) 競技役員会議

ア スピード

日 時 平成29年1月27日(金)午後4時から
場 所 長野市オリンピック記念アリーナ（エムウェーブ）競技本部
電 話 026-222-3300

イ ショートトラック

日 時 平成29年1月29日(日)午後3時から
場 所 ホテルメルパルク長野「白鳳」
電 話 026-225-7800

ウ フィギュア

日 時 平成29年1月26日(木)正午から
場 所 長野市若里多目的スポーツアリーナ（ビッグハット）会議室
電 話 026-222-3300

9 その他

その他の事項については、総則の定めによる。

〔2〕 アイスホッケー競技

1 期 日 平成29年1月27日(金)から1月31日(火)まで(5日間)

種 別	27日(金)	28日(土)	29日(日)	30日(月)	31日(火)
成 年 男 子	1回戦	2回戦	準々決勝	準 決 勝 順位決定戦	決 勝 3位決定戦
少 年 男 子		1回戦	準々決勝	準 決 勝 順位決定戦	決 勝 3位決定戦

2 会 場

会 場 地	競 技 会 場
岡 谷 市	やまびこスケートの森アイスアリーナ
軽 井 沢 町	軽井沢風越公園アイスアリーナ

3 種別及び参加人員

種 別	監督	選手	参加都道府県	小計	合 計
成 年 男 子	1	16	26	442	663
少 年 男 子	1	16	13	221	

4 競技上の規程及び競技方法

- (1) アイスホッケー公式国際競技規則及び本大会要項による。
- (2) トーナメント方式により、第1位から第8位までを決定する。
- (3) 第5位から第8位までの順位決定戦の組合せ抽選は行わない。
- (4) 競技時間
1試合を第1、第2、第3ピリオドの3回に分け、ピリオド間にインターバルを挟み、試合を行う。
本大会では、成年1回戦、2回戦、準々決勝、順位決定戦、少年1回戦、準々決勝、順位決定戦はそれぞれ各ピリオド正味15分で行い、成年、少年とも準決勝、3位決定戦、決勝は、各ピリオド正味20分で行う。インターバルは10分とする。
- (5) 競技終了時に同点の場合
5分間のサドン・ヴィクトリー方式による4 on 4の延長戦を行う。なお、決しない場合は、3名によるゲーム・ウイニングショットを行う。それでも決しない場合は、1名ずつのサドン・ヴィクトリー方式によるゲーム・ウイニングショットを行う。
- (6) 成年、少年とも大会登録は、大会中にゴールキーパー1名を含め、16名以内とする。
なお、試合進行のために必要な員数を氷上に揃えることができなくなった時点で没収試合とし、0対15で当該チームの敗戦とする。

5 予選方法

- (1) 予選は都道府県大会及びブロック大会とする。
- (2) 都道府県大会は、各都道府県連盟の主催とし、ブロック大会は所属都道府県連盟の共催開催地連盟の主管とする。

(3) ブロック大会の所属都道府県及び選出チーム数は次のとおりとする。

ブロック名	都 道 府 県 名	成 年	少 年
北 海 道	北海道	1	1
東 北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	4	2
関 東	茨城・栃木・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・群馬	5	4
北信越・東海	新潟・富山・石川・福井・静岡・愛知・三重・岐阜	3	2
近 畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	4	
中国・四国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・香川・徳島・愛媛・高知	4	3
九 州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	4	
開 催 地	長野	1	1
計		26	13

6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

「2 実施要項総則」5に定めるもののほか、参加者は次のとおりとする。

- (1) 本年度アジアリーグに出場したチームに所属登録された選手は出場できない。
- (2) 本大会の参加人員は、「アイスホッケー競技要項」3によるが、選手については、各都道府県大会、ブロック大会に出場した者のうちからメンバーを編成する。
- (3) 監督は、公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度に基づく公認アイスホッケー指導員、公認アイスホッケーコーチ、又は公認アイスホッケー上級コーチ（旧資格制度により資格を取得し、平成17年度以降、新資格制度において上級コーチへ移行した者）の資格を有すること。

7 総合成績決定方法

総合成績（天皇杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に第1位から第8位までを決定する。

ただし、同得点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点

天皇杯対象種別	競 技 得 点
成 年 男 子 少 年 男 子	各種別の1位40点、2位35点、3位30点、4位25点、5位20点、6位15点、7位10点、8位5点の競技得点を与える。 ただし、同順位の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。得点は次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

(2) 参加得点

大会（ブロック大会等を含む。）に参加した都道府県に、参加得点10点を与える。ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

(3) その他

ア 総合成績（天皇杯得点）の決定は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟が行う。

イ 天候その他の事情により一部競技が中止になった場合の成績は、大会総務委員会と公益財団法人日本アイスホッケー連盟が協議する。

8 表彰

- (1) 総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (2) 総合成績第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (3) 各種別の第1位から8位までに、賞状を授与する。

賞状は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したもの又は、都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

9 参加上の注意

- (1) 監督会議には、必ずユニフォーム（セカンドユニフォームも）を持参すること。
また、平成29年1月6日（金）までにチームのホーム用及びビジター用ユニフォームの写真データをCDで郵送又はEメールで、下記へ送付すること。

ア 成年種別

〒389-0192

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381-1 軽井沢町役場総務課内

第72回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会軽井沢町実行委員会事務局

メールアドレス：kokutai@town.karuizawa.nagano.jp

イ 少年種別

〒394-0033

長野県岡谷市南宮3-2-1 岡谷市市民総合体育館

岡谷市教育委員会 スポーツ振興課内

第72回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会岡谷市実行委員会事務局

メールアドレス：kokutai@city.okaya.lg.jp

- (2) アイスホッケー公式国際競技規則第224条、226条及び227条に基づき、国体少年の部に参加するプレーヤーは、フルフェイス・マスクと首とどのプロテクター及びマウスピースを着用しなければならない。ゴールキーパーについては、18歳未満の規則を適用する。
- (3) その他の事項は、「2 実施要項総則」15によるものとする。

10 諸会議

(1) 抽選会

日 時 平成29年1月10日（火） 午後2時

場 所 岸記念体育会館 会議室

電 話 03-3481-2404 （公益財団法人日本アイスホッケー連盟）

(2) 監督会議

ア 成年種別

日 時 平成29年1月26日（木） 午後2時

場 所 軽井沢町中央公民館

電 話 0267-45-8446

イ 少年種別

日 時 平成29年1月26日（木） 午後2時

場 所 イルフプラザ3階 カルチャーセンター 多目的ホール

電 話 0266-24-8401

11 その他

その他の事項については、総則の定めによる。

4 式典次第

【第72回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会】

開 始 式

期 日 平成29年1月27日(金)

会 場 長野市芸術館

順	次 第	時 刻
1	開 場	9 : 3 0
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	1 0 : 0 0
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	1 0 : 2 4
4	歓 迎 ア ト ラ ク シ ョ ン	1 0 : 2 5
5	参 加 都 道 府 県 旗 入 場 ・ 選 手 団 紹 介	1 0 : 4 5
6	開 式 通 告	1 1 : 1 0
7	競 技 会 開 始 宣 言	1 1 : 1 1
8	国 旗 儀 礼	1 1 : 1 4
9	大 会 旗 ・ 日 本 体 育 協 会 旗 ・ 実 施 競 技 団 体 旗 儀 礼	1 1 : 1 6
10	大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 返 還	1 1 : 1 8
11	日 本 体 育 協 会 あ い さ つ	1 1 : 2 2
12	ス ポ ー ツ 庁 あ い さ つ	1 1 : 2 5
13	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	1 1 : 2 8
14	歓 迎 の こ と ば	1 1 : 3 1
15	選 手 代 表 宣 誓	1 1 : 3 7
16	閉 式 通 告	1 1 : 4 0
17	役 員 ・ 選 手 団 解 散	1 1 : 4 1

【第72回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会】

表 彰 式

期 日 平成29年1月31日(火)
会 場 長野市若里市民文化ホール

順	次 第	時 刻
1	開 場	15:00
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	15:30
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	15:59
4	開 式 通 告	16:00
5	成 績 発 表	16:01
6	ス ケ ー ト 競 技 会 表 彰 状 授 与	16:09
7	ス ケ ー ト 競 技 会 大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 授 与	16:25
8	ア イ ス ホ ッ ケ ー 競 技 会 表 彰 状 授 与	16:28
9	ア イ ス ホ ッ ケ ー 競 技 会 大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 授 与	16:36
10	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	16:39
11	会 場 地 あ い さ つ	16:42
12	国 旗 儀 礼	16:48
13	競 技 会 終 了 宣 言	16:50
14	閉 式 通 告	16:51
15	役 員 ・ 選 手 団 解 散	16:52

5 宿泊要項

1 目的

この要項は、第72回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、正規視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）の宿泊業務に関して必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

第72回国民体育大会冬季大会長野県実行委員会並びに第72回国民体育大会冬季大会スケート競技会長野市実行委員会、第72回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会岡谷市実行委員会及び第72回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会軽井沢町実行委員会は、合同で第72回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会配宿センター（以下「配宿センター」という。）を設置し、相互に十分な連絡調整を行い、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期するものとする。

3 業務の実施

配宿センターは、競技団体、旅館組合等関係団体、宿泊施設等と連絡調整のうえ、大会参加者の宿舎の選定、確保及び配宿等に関する業務にあたるとともに、これに関する紛議が発生した場合は、調停及び斡旋を行うものとする。

4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿舎は、原則として会場地市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行うホテル・旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用するものとする。
- (2) 会場地市内の宿泊施設で大会参加者の収容が困難な場合は、近隣の市町村の宿泊施設を利用するものとする。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる宿泊施設は利用しないものとする。

5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場までの交通状況等並びに都道府県別、競技別、競技種目別及び男女別等を可能な限り考慮して配宿するとともに、原則として都道府県本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (2) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一又は近隣の宿舎に配宿する。
- (3) 1人の宿泊に要する広さは、3.3㎡（2畳）以上とする。
- (4) 指定された宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての紛議及び損失は、任意に変更した者がその責を負うものとする。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊及び素泊まり
 - ア 宿泊とは、入宿日の15時から、出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とする。
 - イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいうものとする。

(2) 宿泊料金

区 分	消費税	宿泊料金		備 考
		1泊2食	素泊まり	
営業施設	税抜	6,000円～13,000円	4,200円～9,100円	通常のサービス・奉仕料及び暖房料を含む。
	税込	6,480円～14,040円	4,536円～9,828円	

[注] 「1泊2食」宿泊料金は500円刻み(税抜)とする。

「素泊まり」料金は「1泊2食」料金の70%相当とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払うものとする。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、夕食の場合は前日の18時までに、朝食の場合は、前日の12時までに宿舎に申し出た場合に限り行うものとし、次のとおりとする。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時間までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金は、「1泊2食」料金の80%相当とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金は、「1泊2食」料金の90%相当とする。

区 分	消費税	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業施設	税抜	4,800円～10,400円	5,400円～11,700円
	税込	5,184円～11,232円	5,832円～12,636円

(5) 休憩料金

入宿日の15時以前及び出発日の10時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用したときの入浴料は、当該宿舎が負担するものとする。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者(宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。)が、別に定める宿泊業務実施要領(以下「実施要領」という。)で定める取扱業者(以下「取扱業者」という。)に支払うものとする。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。

宿泊取消の申し出区分	宿泊取消料	備 考
宿泊予定日の6日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金(税抜)とする。
宿泊予定日の5日前から 宿泊予定日前日まで	宿泊料金(税抜)の20%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の50%	
旅行開始後又は無連絡	宿泊料金(税抜)の全額	

[注] 荒天等により、交通機関が不通となり宿舎への到着が困難な状況が生じた場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

イ 選手・監督が、競技敗退後又は荒天等により競技会期短縮の決定後において宿泊を取消す場合は、アの定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

宿泊取消の申し出区分	宿泊取消料	備 考
敗退日当日又は競技会期短縮決定日当日の宿泊の取消し	宿泊料金（税抜）の50%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金（税抜）とする。
敗退日翌日以降又は競技会期短縮決定日翌日以降の宿泊の取消し	不要	

ウ 宿泊申込み後、変更・取消しの申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、ア及びイの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

エ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が取扱業者に支払うものとする。

また、宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負うものとする。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、平成29年1月23日(月)15時から平成29年2月1日(水)10時までとする。

7 宿泊の申し込み

(1) 宿泊の申し込みは、実施要領により、宿泊申込代表者がインターネット、ファクシミリ又は郵送で配宿センターに行うものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ及び郵送では到達した日時とする。

また、選手・監督、都道府県本部役員にあつては、第72回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めないものとする。

(2) 宿泊申込みは、実施要領の申込期限以降は受け付けず、申込期限までに宿泊申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めないものとする。

8 宿泊の変更及び取消し

(1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用し配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めないものとする。

なお、不適切な対応が発生した場合は、日本体育協会国民体育大会委員会において報告する。

(2) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネット又はファクシミリで速やかに配宿センターに行うものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリでは到達した日時とする。

(3) 入宿後にあつては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力発生は、当該申出のあった日時とする。

9 食事

(1) 大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスがよく、地元産食材が活用され、郷土色豊かなものとなるよう配慮した献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。

(2) 昼食については、原則として自由調達とするが、斡旋を希望する場合は、配宿センターが定める弁当申込方法により申込むものとする。

なお、昼食（弁当）料金は次のとおりとする。

区 分	消費税	料金
昼食弁当 (お茶を含む)	税抜	900円以内
	税込	972円以内

10 アイスホッケー競技の用具保管場所

アイスホッケー競技の用具は、宿舎の指示に従い、指示された場所に保管するものとする。

11 その他

この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。

6 輸送交通要項

1 目的

この要項は、第72回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者等の輸送交通について、輸送の万全と交通の安全を図り、大会の円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

第72回国民体育大会冬季大会長野県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）並びに第72回国民体育大会冬季大会スケート競技会長野市実行委員会、第72回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会岡谷市実行委員会及び第72回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会軽井沢町実行委員会（以下「会場地実行委員会」という。）は、大会参加者及び一般観覧者等の輸送交通について、関係機関及び団体等の協力を得て、安全で正確な輸送を図るものとする。

3 輸送対策

(1) 全国輸送

大会参加者は、自由集合及び自由解散とする。ただし、関係機関等の協力等を得て、輸送力の確保に努める。

(2) 会場地における輸送

ア 大会参加者

(ア) 開始式・表彰式

近距離を除き、県実行委員会がシャトルバス等による計画輸送を行う。

(イ) 大会期間中

a 各競技会場への輸送は、会場地実行委員会が必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

b 各競技会場地間の輸送は、県実行委員会がシャトルバス等による計画輸送を行う。

(ウ) 各種会議

全国代表者会議、全国報道員会議及び監督会議等は、原則として自由集合及び自由解散とする。

イ 一般観覧者

原則として公共交通機関等を利用する。ただし、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅から会場までの距離等を勘案し、必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

ウ その他

大会参加者及び一般観覧者が公共交通機関（鉄道、バス、タクシー等）を利用する場合は、所定の料金を支払うものとする。

4 案内所の設置

県実行委員会及び会場地実行委員会は、輸送・交通の案内のため必要に応じて案内所を設置する。

5 交通安全対策

(1) 交通規制

ア 開始式・表彰式会場及び各競技会場に通じる道路及び会場周辺の道路においては、必要に応じて交通規制等を行う。

イ 大会関係車両についても、交通規制等に従い、安全運転の励行に努める。

(2) 自家用車等の利用

ア 大会参加者の自家用車等での来場は、できる限り自粛に努めること。

イ 大会参加者が、大会期間中、やむを得ず自家用車等を利用する場合は、各会場周辺において通行を規制する必要があるため、県実行委員会又は会場地実行委員会と連絡調整を行うものとする。

ウ 輸送・交通の万全を図るため、スタッドレスタイヤやタイヤチェーン等を装着又は携行し、路面凍結時や積雪時のスリップ等による交通事故、移動不能による交通渋滞を防止すること。

(3) 駐車場

ア 大会関係車両は、指定された駐車場を利用すること。

イ 各駐車場においては、駐車収納能力に限度があるため、係員による駐車箇所の指定及び誘導係の指示に従うこと。

6 その他

この要項に定めるもののほか、輸送交通の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

7 医療救護要項

1 目的

この要項は、第72回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者等における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

第72回国民体育大会冬季大会長野県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）並びに第72回国民体育大会冬季大会スケート競技会長野市実行委員会、第72回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会岡谷市実行委員会及び第72回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会軽井沢町実行委員会（以下「会場地実行委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護業務を遂行するものとする。

3 医療救護対策

(1) 救護本部及び救護所の設置

- ア 医療救護業務を統括するために救護本部を設置する。
- イ 開始式・表彰式会場には、必要に応じて救護所を設置する。
- ウ 各競技会場には、大会期間中、救護所を設置する。
- エ 救護所は、医師、看護師（保健師）、救護係員等により必要に応じた編成を行う。

(2) 医薬品、救急自動車等の配備

- ア 救護所には、応急措置を万全に期すため、医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要な物品を備える。ドーピング禁止物質を含む薬を配備しない。
- イ 救護所には、別途関係機関と協議の上、必要に応じて救急自動車を配備する。

(3) 宿舎等における医療救護

- ア 宿泊する旅館・ホテル等で負傷や発病し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出た上、監督又は引率責任者若しくは関係者が医療機関へ連絡すること。
- イ 練習中等で救護関係者がいない場所で負傷や発病した場合は、競技会場等の係員に申し出ること。

4 医療費の負担

救護本部、救護所及び救急自動車に要した経費を除き、医療費はすべて受診者が負担する。

5 業務の分担

- (1) 大会の開始式・表彰式会場における医療救護は、県実行委員会が担当する。
- (2) 競技会場及び宿舎における医療救護は、会場地実行委員会が担当する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

8 国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程

第1条 天皇杯は、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回の総合開会式において返還する。

第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

(1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。

(2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。

(3) 公益財団法人日本体育協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は、昭和41年4月 1日制定

昭和45年1月22日一部改訂

昭和48年7月10日一部改訂

昭和54年5月 9日一部改訂

平成17年6月16日一部改訂

平成22年3月17日一部改訂

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

9 国民体育大会会長トロフィー授与規程

第1条 国民体育大会会長トロフィー（以下「大会会長トロフィー」という。）は、正式競技別男女総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

第3条 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

(1) 責任をもって保管する。

(2) 破損、紛失等の場合は当該都道府県の責任とする。

(3) 優勝の刻印を次回大会までに行なうものとする。ただし、第1条第2項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。

(4) 公益財団法人日本体育協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は、昭和41年4月 1日制定

昭和45年1月22日一部改訂

昭和48年7月10日一部改訂

昭和54年5月 9日一部改訂

平成17年6月16日一部改訂

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

10 関係団体事務局一覧

団体名	所在地	TEL
		FAX
公益財団法人 日本体育協会	〒150-8050 東京都渋谷区神南一丁目1-1 岸記念体育会館 内	03-3481-2217 03-3481-2284
スポーツ庁 競技スポーツ課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2-2	03-6734-2999 03-6734-3793
公益財団法人 日本スケート連盟	〒150-8050 東京都渋谷区神南一丁目1-1 岸記念体育会館 内	03-3481-2351 03-3481-2350
公益財団法人 日本アイスホッケー連盟	〒150-8050 東京都渋谷区神南一丁目1-1 岸記念体育会館 内	03-3481-2404 03-3481-2407
公益財団法人 長野県体育協会	〒380-0872 長野県長野市大字南長野字聖徳545-1 スポーツ会館 内	026-235-3483 026-232-6528
長野県スケート連盟	〒394-0055 長野県岡谷市字内山 4769-14 岡谷市やまびこ国際スケートセンター内	0266-24-3110 0266-24-3113
長野県アイスホッケー連盟	〒380-0935 長野県長野市中御所 1-53 (株)ながのアド・ビューロ内	026-228-9209 026-219-1029
第72回国民体育大会冬季大会 長野県実行委員会事務局	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県教育委員会事務局スポーツ課内	026-235-7451 026-235-7457
第72回国民体育大会冬季大会 長野市実行委員会事務局	〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町1613 長野市文化スポーツ振興部国体事務局内	026-224-8572 026-224-8632
第72回国民体育大会冬季大会 岡谷市実行委員会事務局	〒394-0033 長野県岡谷市南宮3-2-1 岡谷市民総合体育館 岡谷市教育委員会冬季国体推進室内	0266-22-8804 0266-22-8808
第72回国民体育大会冬季大会 軽井沢町実行委員会事務局	〒389-0192 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381-1 軽井沢町役場総務課内	0267-45-8298 0267-46-3165



第 72 回国民体育大会冬季大会

スキー競技会

実 施 要 項



第72回国民体育大会冬季大会

ながの銀嶺国体

氷雪に かがやけ君の 技ちから

公益財団法人日本体育協会
文 部 科 学 省
長 野 県
公益財団法人全日本スキー連盟
白 馬 村

目 次

1	競技会日程と会場一覧表	1
2	実施要項	2
	※交代(変更)届・棄権届	16
3	式典次第	18
4	宿泊要項	20
5	輸送交通要項	23
6	医療救護要項	25
7	国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程	26
8	国民体育大会会長トロフィー授与規程	27
9	関係団体事務局一覧	28

1 競技会日程と会場一覧表

1 スキー競技会

会場地	式典・競技	日 程				会 場	所 在 地
		平成 29 年 2 月					
		14 (火)	15 (水)	16 (木)	17 (金)		
白馬村	開 始 式	午後 ◎				ウイング 2 1	北安曇郡白馬村 大字北城 2066
	表 彰 式				午後 ◎		
	ジャイアントスラローム		○	○	○	白馬八方尾根スキー場	北安曇郡白馬村 八方 4133
	スペシャルジャンプ	◇	○			白馬ジャンプ競技場	北安曇郡白馬村 大字北城
	コンパイト	ジャンプ		◇	○		
		クロスカントリー			○		白馬クロスカントリー 競技場
	クロスカントリー		○	○	○	白馬クロスカントリー 競技場 (スノーハーブ)	

(凡例) ◎開始式・表彰式 ○競技日 ◇公式練習日

2 全国会議

会 議 名	日 時	会 場	所在地
全国代表者会議	平成 29 年 2 月 13 日(月)13:00	白馬村多目的 研修集会施設	北安曇郡白馬村 大字北城 7025
全国報道員会議	平成 29 年 2 月 13 日(月)15:00		

3 監督会議

会 議 名	日 時	会 場	所在地
ジャイアントスラローム	平成 29 年 2 月 13 日(月)14:30	八方文化会館	北安曇郡白馬村 大字北城 5732-2
スペシャルジャンプ コンパイト	平成 29 年 2 月 13 日(月)14:30	白馬ジャンプ競技場 クラブハウス	北安曇郡白馬村 大字北城 4133
クロスカントリー	平成 29 年 2 月 13 日(月)14:30	白馬クロスカントリー競技場 アスリートラウンジ	北安曇郡白馬村 大字神城 3003

2 スキー競技実施要項

1 開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするスポーツの祭典である。

第72回国民体育大会冬季大会「ながの銀嶺国体」は、「氷雪に かがやけ君の 技ちから」をスローガンに、冬季スポーツと長野県の魅力を全国に発信する大会として、長野オリンピックのレガシー（遺産）を生かしながら、スポーツを通じて国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目指して開催する。

2 実施種目 正式競技：ジャイアントスラローム、スペシャルジャンプ、コンバインド、クロスカントリー

3 期 間 平成29年2月14日(火)～2月17日(金) (4日間)

4 開催地 長野県北安曇郡白馬村

5 日程及び会場

期 日	時間	会議・式典・競技	会 場
2月13日(月)	13:00	全国代表者会議	白馬村多目的研修集会施設
	14:30	監督会議 ジャイアントスラローム スペシャルジャンプ・コンバインド クロスカントリー	八方文化会館 白馬ジャンプ競技場クラブハウス 白馬クロスカントリー競技場アスリートラウンジ
	15:00	全国報道員会議	白馬村多目的研修集会施設
第1日目 2月14日(火)	9:00	(スペシャルジャンプ 公式練習) (HS=98m)	白馬ジャンプ競技場
	15:00	開始式	ウイング21
第2日目 2月15日(水)	9:00	ジャイアントスラローム 成年男子A、成年女子A、成年男子B	白馬八方尾根スキー場
	9:00	スペシャルジャンプ (HS=98m) 少年男子、成年男子B・A	白馬ジャンプ競技場
	9:30	クロスカントリー (クラシカル) 少年男子、成年男子A、成年男子B	白馬クロスカントリー競技場
	14:00	(コンバインド 公式練習(予備飛躍)) (HS=98m)	白馬ジャンプ競技場
第3日目 2月16日(木)	9:00	ジャイアントスラローム 成年男子C、成年女子B、少年女子	白馬八方尾根スキー場
	9:00	コンバインドジャンプ (HS=98m) 少年男子、成年男子B・A	白馬ジャンプ競技場
	9:30	クロスカントリー (クラシカル) 成年男子C、少年女子、成年女子A、 成年女子B	白馬クロスカントリー競技場
	14:00	コンバインドクロスカントリー (フリー) 成年男子B、少年男子、成年男子A	白馬クロスカントリー競技場

第4日目 2月17日(金)	9:00	ジャイアントスラローム 少年男子	白馬八方尾根スキー場
	9:00	リレー (フリー) 女子	白馬クロスカントリー競技場
	11:00	リレー (フリー) 少年男子	
	11:10	リレー (フリー) 成年男子	
	16:00	表彰式	ウイング 21

6 種目・種別(部)及び参加人数

各都道府県は、監督3名・選手72名(成年40名以内、少年32名以内)計75名以内で編成し、種目・種別(部)・参加者数の上限は下表のとおりとする。

ただし、参加者の合計が1,660名を超える場合は、公益財団法人全日本スキー連盟(以下「全日本スキー連盟」という。)で制限する。なお、補欠は認めない。

種目	種別(部)	成年男子			少年男子	成年女子		少年女子
		A	B	C		A	B	
ジャイアントスラローム		3	3	3	6	3	2	4
クロスカントリー		3	3	3	6	3	2	4
スペシャルジャンプ		3	3		6			
コンバインド		3	3		6			
リレー		6名(4名×10kmF)			同左	6名(4名×5kmF)		

注1) クロスカントリー競技(クラシカル)の距離は、成年男子A・B及び少年男子は10km、成年男子C・成年女子A・B及び少年女子は5kmとする。

2) コンバインド競技クロスカントリー(フリー)の距離は、成年男子A及び少年男子は10km、成年男子Bは5kmとする。

3) リレー競技(フリー)は6名(走者4名)以内をエントリーできる。ただし、女子は走者4名のうち2名以上を少年とし、一走及び二走は少年とする。

4) リレー競技へのエントリー者は、各種別(部)のノルディック種目のエントリー者のみとする。ただし、これが不可能な場合は、アルペン種目のエントリー者を加えることができるが、この場合は、全国代表者会議の前に開催される組織委員会までに文書をもって届け出なければならない。

7 競技上の規定及び競技方法

(1) 都道府県対抗とする。

(2) 競技方法は、全日本スキー連盟競技規則最新版及び全日本スキー連盟が定めた国体競技の特別規則による。

8 抽選

抽選は、予備抽選(都道府県抽選)を平成28年11月[第1回組織委員会時]に、本抽選(スタート抽選)を平成29年2月1日(水)[第2回組織委員会時]に行う。

9 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動(ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育啓発活動)は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療目的使用特例」(TUE)の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が未成年者（20歳未満）の場合、親権者及び本人が署名、捺印した同意書を所持すること。

10 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第72回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【公益財団法人日本体育協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/>】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「13 参加申込方法」で定めた参加申込締切時【平成29年1月25日(水)】に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学3年生）に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ) bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県のスキー連盟会長（代表者）と体育（スポーツ）協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第70回又は第71回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第70回又は第71回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記1 「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記4 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者（別記2 「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

[注] aからcは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記4 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

- エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。
- オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。
- カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。
- キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。
 - (ア) 都道府県大会に参加し、これに通過した者であること。
 - (イ) 健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。
 - (ウ) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。
- ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本体育協会（以下「日本体育協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく公認スキーコーチ、公認スキー上級コーチ、公認スキー教師、公認スキー上級教師、公認スキー指導員又は公認スキー上級指導員のいずれかの資格を有する者であること。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 勤務地
- (ウ) ふるさと（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

イ 少年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）
- (ウ) 勤務地

[注] 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、平成28年4月30日以前から各競技会終了時（平成29年2月17日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

- a 別記3「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- b 別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

- a 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）
- b 別記3「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 成年男子

- (ア) A（18歳以上26歳未満）
平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者
- (イ) B（26歳以上34歳未満）
昭和57年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者
- (ウ) C（34歳以上）
昭和57年4月1日以前に生まれた者
ただし、スペシャルジャンプ及びコンバインドについては、成年男子Aは27歳未満（平成元年4月2日以降に生まれた者）、成年男子Bは27歳以上（平成元年4月1日以前に生まれた者）とする。

イ 成年女子

(ア) A (18歳以上24歳未満)

平成4年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者

(イ) B (24歳以上)

平成4年4月1日以前に生まれた者

ウ 少年男子及び少年女子

平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本体育協会及び全日本スキー連盟並びに組織委員会が調査・審議の上、日本体育協会がその可否を決定する。

別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】

1 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

ア 居住地を示す現住所

イ 勤務地

ウ ふるさと

2 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。

3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。

なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。

5 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。

7 参加都道府県は、「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本体育協会宛に提出する。

別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

(1) この特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。

(2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。

なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。

ア 親の転勤による一家の転居

イ 親の結婚、離婚による一家の転居

ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居

(3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。

ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育（スポーツ）協会（以下「都道府県体育協会」という。）及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。

イ 報告を受けた都道府県体育協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨を

報告し了承を得ること。

- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、日本体育協会の定める規定に基づき、平成28年10月31日現在の公益財団法人全日本スキー連盟強化指定選手とする。

[注] 強化指定対象ランクについては、ジュニア強化指定選手は対象としない。ただし、全年齢域のカテゴリーに少年種別年齢域の選手が入っている場合は対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手が日本代表選手としての活動のため都道府県予選会に参加できない場合は、都道府県予選会を経ずに国民体育大会に参加できるものとする。

なお、予選会の免除措置を受けるためには、全日本スキー連盟が定める「国民体育大会スキー競技会参加資格等細則」第5項に基づき、都道府県予選会へエントリーしなければならない。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めずとし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 平成28年4月30日以前から各競技会終了時（平成29年2月17日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 平成28年4月30日以前から各競技会終了時（平成29年2月17日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)の通りとする。

別記4【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県との6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県(以下「特例対象県」という。)とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

＜特例の対象者＞

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 平成23年3月11日(震災発生時)時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、平成28年4月30日以前から、各競技会終了時(平成29年2月17日)まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第70回及び第71回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

＜特例の対象者＞

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 平成23年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは、当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が平成28年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

【注】 「住居を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本体育協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第72回大会に参加した者が、第73回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

<例>○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

<特例の対象者>

平成23～24年度に、避難等による移動先の属する都道府県において中学校又は高等学校を卒業した者。

11 総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯）及び女子総合成績（皇后杯）は、競技得点と参加得点の合計とし、その多い都道府県順に第1位から第8位までを決定する。

ただし、同点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競 技 得 点
成年男子	成年女子 少年女子	各種目（リレーを含む）とも1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点の競技得点を与える。 また、同順位の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。得点は、次順位の得点を加え当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、少数第3位以下を切り捨てる。 ただし、一つの都道府県における各種目の得点対象は、各種別とも当該都道府県の上位2位までとし、以下得点対象者を順次繰り上げる。 したがって、この場合の得点対象者は、繰り上げられた者による上位8名までとする。
成年女子		
少年男子		
少年女子		

(2) 参加得点

大会に参加した都道府県に参加得点10点を与える。

(3) その他

ア 天候その他の事情により一部競技が中止になった場合の成績は、大会総務委員会と全日本スキー連盟及び組織委員会が協議して決めるが、原則として、終了した種目の得点合計によるものとする。

イ 男女総合成績（天皇杯）、女子総合成績（皇后杯）の正式決定は、全日本スキー連盟が行う。

ウ 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

12 表 彰

(1) 男女総合成績（天皇杯）第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。

(2) 男女総合成績（天皇杯）及び女子総合成績（皇后杯）の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(3) 各種別及び各種目の第1位から第8位までの選手に賞状を授与する。ただし、リレーの場合は、都道府県名と出場者全員の氏名を記載したものを各都道府県用に1枚、更に同様のものを出場者の全員に授与する。

13 参加申込方法

(1) 都道府県体育（スポーツ）協会会長と、都道府県スキー連盟会長は、連署の上、都道府県大会等において、選抜された者を第72回国民体育大会会長宛に申し込むものとする。

(2) 参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

(3) 参加申込の締切は、平成29年1月25日（水）午後5時とする。

(4) 参加申込様式は、日本体育協会が全日本スキー連盟と協議の上、作成する。

(5) 参加申込締切後の選手又は監督の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手又は監督を交代する場合は、下記宛に所定の様式（本要項16ページ）にて届け出なければならない。

ア 全日本スキー連盟

イ 第72回国民体育大会冬季大会長野県実行委員会（以下「長野県実行委員会」という。）

[注] 届け出は、平成29年2月12日(日)に開催される第3回組織委員会までとし、交代の可否は全国代表者会議で決定する。

なお、日本体育協会に対しては、上記の文書による届け出の後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

(6) プログラム編成は、平成29年2月1日(水)に長野県実行委員会で行う。

14 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続をとらなければならない。

なお、棄権手続に係る届出については選手交代届と同じ様式（本要項16ページ）を用いるものとする。

15 大会参加負担金

(1) 大会に選手団を派遣する都道府県体育（スポーツ）協会は、1人当たり次のとおり参加負担金を納入するものとする。（視察員を除く）

区 分	参加負担金
少年の種別に参加する選手	未定
上記以外の者(本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等)	未定

(2) 大会参加負担金は、各都道府県体育（スポーツ）協会できりまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限

平成29年1月25日(水)

イ 納入先

みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729

公益財団法人日本体育協会

16 宿泊申込

大会参加者は、長野県実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申し込むものとする。

17 参加選手団本部役員編成

参加選手団本部役員は、次のとおりとする。

(1) 1都道府県あたり、団長、総監督及び総務ほか、計5名以内とする。

(2) 上記役員のほか、5名以内の顧問を設けることができる。

(3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。
なお、帯同するスポーツドクターは日本体育協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。

(4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、アスレティックトレーナーを帯同できる。
なお、帯同できるアスレティックトレーナーは日本体育協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

(5) 参加選手団本部役員の1日あたりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。

(6) 参加選手団本部役員の申込みは、監督及び選手の申込みと同時に第8項に定める方法により行う。

18 視察員

- (1) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、平成 30 年以降の国民体育大会冬季大会の開催が決定又は内定している都道府県については、20 名以内とする。
- (2) 視察員の申込は、参加選手団の申込と同時に、第 13 項に定める方法により行う。
- (3) 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。

19 大会参加章及び視察員章の交付

大会参加章及び視察員章は、次の者に交付する。

- (1) 大会参加章
都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員
- (2) 視察員章
視察員

20 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された大会参加章又は視察員章を携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し所属都道府県を明示したユニフォームを着用しなければならない。

21 個人情報及び肖像権に関わる取扱い

日本体育協会、長野県実行委員会、第72回国民体育大会冬季大会スキー競技会白馬村実行委員会事務局及び全日本スキー連盟（以下「国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 競技会プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載

(オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 長野県実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の競技会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取扱い

ア 写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売される

ことがある。なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、販売・配付されることがある。なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

22 都道府県大会

本大会の予選として次のとおり都道府県大会を開催しなければならない。

(1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本体育協会及び全日本スキー連盟等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本体育協会及び全日本スキー連盟は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

(2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県スキー連盟は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。

(3) 参加者は、都道府県大会実施要項に基づき申し込むこと。なお、参加は1人1競技に限る。

(4) 都道府県大会の参加申込様式は、当該都道府県スキー連盟において作成する。

(5) 参加料を徴収する場合の金額は、当該都道府県スキー連盟が全日本スキー連盟と協議の上、定める。

23 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本体育協会及び都道府県体育（スポーツ）協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

(1) 本制度の対象となる参加者は、本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。

(2) 大会参加の都道府県体育（スポーツ）協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（1人あたり1,000円）を日本体育協会へ納入する。

(3) 納入期限及び納入先については、別途日本体育協会から都道府県体育（スポーツ）協会へ通知する。

24 リフト搭乗取扱い

(1) 次の者はリフト料金を無料とし、その対象となる期間は別表のとおりとする。

ア 指定された服装（大会ユニフォーム、帽子等）を着用した大会役員、競技会役員、競技役員、実施本部員、補助員、協力隊員

イ 指定されたIDカードを着用した各都道府県本部役員、視察員、報道関係者、サービスマン

- ウ 選手（当日出場の選手に限る。）
 - エ 大会期間（2月14日（火）～17日（金））における監督
- (2) 割引対象となる者は、参加都道府県の選手及び監督又はコーチとし、その割引対象となる期間は別表のとおりとする。
 - (3) 割引リフト搭乗券を購入する場合は、会場地実行委員会が発行する証明書を提示の上、現金で指定の販売所にて購入するものとする。
 - (4) リフト料金の無料又は割引の適用範囲は次の各スキー場の指定されたリフトとする。
 - ア 白馬八方尾根スキー場
 - イ 白馬ジャンプ競技場
 - (5) その他リフト利用上必要となる事項については、別に定める。

25 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は参加負担金が定められた期限までに納入されない場合は、理由のいかんを問わず大会への参加を認めないものとする。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

(別表) リフト無料及び割引搭乗期間、リフト割引価格

○ジャイアントスラローム（白馬八方尾根スキー場の指定リフト）

対 象 者	平成 29 年 2 月							
	10 日 (金)	11 日 (土)	12 日 (日)	13 日 (月)	14 日 (火)	15 日 (水)	16 日 (木)	17 日 (金)
大会役員・競技会役員・ 競技役員・実施本部員・ 各都道府県本部役員・ 視察員・補助員・ サービスマン・ 協力隊員・報道関係者	無料							
選 手	割引	割引	割引	割引	割引	無料	無料	無料
						割引	割引	割引
監 督	割引	割引	割引	割引	無料	無料	無料	無料
コーチ	割引							

(注) 選手欄の無料対象（15日から17日）は、当日出場する者に限る。

種別ごとのリフト割引価格

白馬八方尾根スキー場 1日券	監督・コーチ・選手	3,000 円
-------------------	-----------	---------

○スペシャルジャンプ、コンバインドジャンプ（白馬ジャンプ競技場の指定リフト）

対 象 者	平成 29 年 2 月							
	10 日 (金)	11 日 (土)	12 日 (日)	13 日 (月)	14 日 (火)	15 日 (水)	16 日 (木)	17 日 (金)
大会役員・競技会役員・ 競技役員・実施本部員・ 各都道府県本部役員・ 視察員・補助員・ サービスマン・ 協力隊員・報道関係者	無料							
選 手	無料							
監 督	無料							
コーチ	無料							

第 72 回国民体育大会冬季大会競技会スキー競技会 参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項

1 交代（変更）手続

特別な事情で選手又は監督を交代（変更）する場合には、次の手続を行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「全日本スキー連盟」という。）の判断による。

- (1) スキー競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手又は監督の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要な事項を記入し、所定の提出期限までに、全日本スキー連盟及び第 72 回国民体育大会冬季大会長野県実行委員会（以下「長野県実行委員会」という。）事務局宛に提出すること。
- (2) 全日本スキー連盟提出用には、同連盟に確認の上、診断書等必要書類を添付すること。また、長野県実行委員会にも写しを送付すること。
- (3) 交代（変更）届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者※1 と当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印による提出を認める。
- (4) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

2 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続をとること。

- (1) 当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡責任者は、棄権届に必要な事項を記入し、スキー競技会責任者※2 宛に指定の FAX 番号へ FAX にて提出すること。
なお、原本は提出後必ず保管し、下記 3 に従い、後日、日本体育協会へ提出すること。
- (2) 棄権届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者の署名及び捺印による提出を認める。（当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印は不要）
- (3) 全日本スキー連盟への診断書等の添付は不要。
- (4) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

3 大会終了後の手続

大会終了後、都道府県体育（スポーツ）協会並びに全日本スキー連盟は次の手続を行うこと。

- (1) 都道府県体育（スポーツ）協会は、大会終了後通知される公益財団法人日本体育協会の案内に従い、交代（変更）手続後の参加申込み情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続きの場合、参加申込み情報の修正は不要。
- (2) 大会終了後 2 週間以内に、次のものを公益財団法人日本体育協会に提出すること。
 - ア 全日本スキー連盟は、棄権届（写し）
 - イ 都道府県体育（スポーツ）協会は、棄権届（原本）及び棄権届提出一覧

※1 「都道府県選手団連絡責任者」は、公益財団法人日本体育協会が大会開催前に各都道府県体育（スポーツ）協会に対し照会を行い、取りまとめの上、全日本スキー連盟に通知する。

※2 「競技会責任者」及び「指定 FAX 番号」は、公益財団法人日本体育協会が大会開催前に全日本スキー連盟に対し照会を行い、取りまとめの上、都道府県体育（スポーツ）協会に通知する。

3 式典次第

【第 72 回国民体育大会冬季大会スキー競技会】

開 始 式

期 日 平成 29 年 2 月 14 日 (火)

会 場 白馬村ウイング 21

順	次 第	時 刻
1	開 場	14:00
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	14:30
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	14:59
4	歡 迎 ア ト ラ ク シ ョ ン	15:00
5	参 加 都 道 府 県 旗 入 場 ・ 選 手 団 紹 介	15:15
6	開 式 通 告	15:40
7	競 技 会 開 始 宣 言	15:41
8	国 旗 儀 礼	15:44
9	大 会 旗 ・ 日 本 体 育 協 会 旗 ・ 実 施 競 技 団 体 旗 儀 礼	15:46
10	大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 返 還	15:48
11	日 本 体 育 協 会 あ い さ つ	15:52
12	ス ポ ー ツ 庁 あ い さ つ	15:55
13	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	15:58
14	歡 迎 の こ と ば	16:01
15	選 手 代 表 宣 誓	16:07
16	閉 式 通 告	16:10
17	役 員 ・ 選 手 団 解 散	16:11

【第 72 回国民体育大会冬季大会スキー競技会】

表 彰 式

期 日 平成 29 年 2 月 17 日(金)

会 場 白馬村ウイング 21

順	次 第	時 刻
1	開 場	15:00
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	15:30
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	15:59
4	開 式 通 告	16:00
5	成 績 発 表	16:01
6	競 技 会 表 彰 状 授 与	16:09
7	競 技 会 大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 授 与	16:25
8	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	16:28
9	会 場 地 あ い さ つ	16:31
10	国 旗 儀 礼	16:34
11	競 技 会 終 了 宣 言	16:36
12	閉 式 通 告	16:37
13	役 員 ・ 選 手 団 解 散	16:38

4 宿泊要項

1 目的

この要項は、第72回国民体育大会冬季大会スキー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、正規視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）の宿泊業務に関して必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

第72回国民体育大会冬季大会長野県実行委員会及び第72回国民体育大会冬季大会スキー競技会白馬村実行委員会は、合同で第72回国民体育大会冬季大会スキー競技会配宿センター（以下「配宿センター」という。）を設置し、相互に十分な連絡調整を行い、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期するものとする。

3 業務の実施

配宿センターは、競技団体、旅館組合等関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保及び配宿等に関する業務にあたるとともに、これに関する紛議が発生した場合は、調停及び斡旋を行うものとする。

4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿舎は、原則として会場地村内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行うホテル・旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用するものとする。
- (2) 会場地村内の宿泊施設で大会参加者の収容が困難な場合は、近隣の市町村の宿泊施設を利用するものとする。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる宿泊施設は利用しないものとする。

5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場までの交通状況等並びに都道府県別、競技別、競技種目別及び男女別等を可能な限り考慮して配宿するとともに、原則として都道府県本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (2) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一又は近隣の宿舎に配宿する。
- (3) 1人の宿泊に要する広さは、3.3㎡（2畳）以上とする。
- (4) 指定された宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての紛議及び損失は、任意に変更した者がその責を負うものとする。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊及び素泊まり
 - ア 宿泊とは、入宿日の15時から、出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とする。
 - イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいうものとする。
- (2) 宿泊料金

区分	消費税	宿泊料金		備考
		1泊2食	素泊まり	
営業施設	税抜	6,000円～13,000円	4,200円～9,100円	通常のサービス・奉仕料及び暖房料を含む。
	税込	6,480円～14,040円	4,536円～9,828円	

(注) 「1泊2食」宿泊料金は500円刻み(税抜)とする。

「素泊まり」料金は「1泊2食」料金の70%相当とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払うものとする。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、夕食の場合は前日の18時までに、朝食の場合は、前日の12時までに宿舎に申し出た場合に限り行うものとし、次のとおりとする。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時間までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金は、「1泊2食」料金の80%相当とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金は、「1泊2食」料金の90%相当とする。

区分	消費税	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業施設	税抜	4,800円～10,400円	5,400円～11,700円
	税込	5,184円～11,232円	5,832円～12,636円

(5) 休憩料金

入宿日の15時以前及び出発日の10時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用したときの入浴料は、当該宿舎が負担するものとする。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者(宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。)が、各宿舎の指定する方法により、現地にて精算するものとする。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。

宿泊取消の申し出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の7日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金(税抜)とする。
宿泊予定日の6日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の50%	
宿泊予定当日	宿泊料金(税抜)の全額	

(注) 取消した泊数にかかわらず、一人につき1泊分の宿泊取消料のみとする。

荒天等により、交通機関が不通となり宿舎への到着が困難な状況が生じた場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

イ 選手・監督が、競技敗退後又は荒天等により競技会期短縮の決定後において宿泊を取消す場合は、アの定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

宿泊取消の申し出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日又は競技会期短縮 決定日当日の宿泊の取消し	宿泊料金(税抜)の50%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金(税抜)とする。
敗退日翌日以降又は競技会期 短縮決定日翌日以降の宿泊の 取消し	不要	

(注) 取消した泊数にかかわらず、一人につき1泊分の宿泊取消料のみとする。

ウ 宿泊申込み後、変更・取消しの申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、ア及びイの定めにかかわらず、宿泊料金(税抜)の全額とする。

エ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が当該宿舎に直接支払うものとする。

また、宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負うものとする。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、平成29年2月10日(金)15時から平成29年2月18日(土)10時までとする。

7 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊業務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がファクシミリ又は郵送で配宿センターに行くものとする。

なお、効力の発生は、ファクシミリ又は郵便が到達した日時とする。

また、選手・監督、都道府県本部役員にあつては、第72回国民体育大会冬季大会スキー競技会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めないものとする。

(2) 宿泊申込みは、実施要領の申込期限以降は受け付けず、申込期限までに宿泊申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めないものとする。

8 宿泊の変更及び取消し

(1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用し配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めないものとする。

なお、不適切な対応が発生した場合は、日本体育協会国民体育大会委員会において報告する。

(2) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者が速やかに配宿センターに行くものとする。

なお、効力の発生は、ファクシミリ又は郵便が到達した日時とする。

(3) 入宿後にあつては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力発生は、当該申出のあった日時とする。

9 食事

(1) 大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスがよく、地元産食材が活用され、郷土色豊かなものとなるよう配慮した献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。

(2) 昼食については、原則として自由調達とするが、斡旋を希望する場合は、配宿センターが定める弁当申込方法により申込みものとする。

なお、昼食（弁当）料金は次のとおりとする。

区 分	消費税	料金
昼食弁当 (お茶を含む)	税抜	900 円以内
	税込	972 円以内

10 スキーの手入れ

ワックス等スキーの手入れは、宿舎の指示に従い、指示された場所で行うものとする。

11 その他

この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。

5 輸送交通要項

1 目的

この要項は、第72回国民体育大会冬季大会スキー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者等の輸送交通について、輸送の万全と交通の安全を図り、大会の円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

第72回国民体育大会冬季大会長野県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び第72回国民体育大会冬季大会スキー競技会白馬村実行委員会（以下「会場地実行委員会」という。）は、大会参加者及び一般観覧者等の輸送交通について、関係機関及び団体等の協力を得て、安全で正確な輸送を図るものとする。

3 輸送対策

(1) 全国輸送

大会参加者は、自由集合及び自由解散とする。ただし、関係機関等の協力等を得て、輸送力の確保に努める。

(2) 会場地における輸送

ア 大会参加者

(ア) 開始式・表彰式

近距離を除き、県実行委員会がシャトルバス等による計画輸送を行う。

(イ) 大会期間中

各競技会場への輸送は、会場地実行委員会が必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

(ウ) 各種会議

全国代表者会議、全国報道員会議及び監督会議等は、原則として自由集合及び自由解散とする。

イ 一般観覧者

原則として公共交通機関等を利用する。ただし、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅から会場までの距離等を勘案し、必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

ウ その他

大会参加者及び一般観覧者が公共交通機関（鉄道、バス、タクシー等）を利用する場合は、所定の料金を支払うものとする。

4 案内所の設置

県実行委員会及び会場地実行委員会は、輸送・交通の案内のため必要に応じて案内所を設置する。

5 交通安全対策

(1) 交通規制

ア 開始式・表彰式会場及び各競技会場に通じる道路及び会場周辺の道路においては、必要に応じて交通規制等を行う。

イ 大会関係車両についても、交通規制等に従い、安全運転の励行に努める。

(2) 自家用車等の利用

ア 大会参加者の自家用車等での来場は、できる限り自粛に努めること。

イ 大会参加者が、大会期間中、やむを得ず自家用車等を利用する場合は、各会場周辺において通行を規制する必要があるため、県実行委員会又は会場地実行委員会と連絡調整を行うものとする。

ウ 輸送・交通の万全を図るため、スタッドレスタイヤやタイヤチェーン等を装着又は携行し、路面凍結時や積雪時のスリップ等による交通事故、移動不能による交通渋滞を防止すること。

(3) 駐車場

ア 大会関係車両は、指定された駐車場を利用すること。

イ 各駐車場においては、駐車収納能力に限度があるため、係員による駐車箇所の指定及び誘導係の指示に従うこと。

6 その他

この要項に定めるもののほか、輸送交通の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

6 医療救護要項

1 目的

この要項は、第72回国民体育大会冬季大会スキー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者等における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

第72回国民体育大会冬季大会長野県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び第72回国民体育大会冬季大会スキー競技会白馬村実行委員会（以下「会場地実行委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護業務を遂行するものとする。

3 医療救護対策

(1) 救護本部及び救護所の設置

- ア 医療救護業務を統括するために救護本部を設置する。
- イ 開始式・表彰式会場には、必要に応じて救護所を設置する。
- ウ 各競技会場には、大会期間中、救護所を設置する。
- エ 救護所は、医師、看護師（保健師）、救護係員等により必要に応じた編成を行う。

(2) 医薬品、救急自動車等の配備

- ア 救護所には、応急措置を万全に期すため、医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要な物品を備える。ドーピング禁止物質を含む薬を配備しない。
- イ 救護所には、別途関係機関と協議の上、必要に応じて救急自動車を配備する。

(3) 宿舎等における医療救護

- ア 宿泊する旅館・ホテル等で負傷や発病し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出た上、監督又は引率責任者若しくは関係者が医療機関へ連絡すること。
- イ 練習中等で救護関係者がいない場所で負傷や発病した場合は、競技会場等の係員に申し出ること。

4 医療費の負担

救護本部、救護所及び救急自動車に要した経費を除き、医療費はすべて受診者が負担する。

5 業務の分担

- (1) 大会の開始式・表彰式会場における医療救護は、県実行委員会が担当する。
- (2) 競技会場及び宿舎における医療救護は、会場地実行委員会が担当する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

7 国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程

第1条 天皇杯は、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第2位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回の総合開会式において返還する。

第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

(1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。

(2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。

(3) 公益財団法人日本体育協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は、昭和41年4月 1日制定

昭和45年1月22日一部改訂

昭和48年7月10日一部改訂

昭和54年5月 9日一部改訂

平成17年6月16日一部改訂

平成22年3月17日一部改訂

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

8 国民体育大会会長トロフィー授与規程

第1条 国民体育大会会長トロフィー（以下「大会会長トロフィー」という。）は、正式競技別男女総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が1都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

第3条 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

(1) 責任をもって保管する。

(2) 破損、紛失等の場合は当該都道府県の責任とする。

(3) 優勝の刻印を次回大会までに行なうものとする。ただし、第1条第2項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。

(4) 公益財団法人日本体育協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は、昭和41年4月 1日制定

昭和45年1月22日一部改訂

昭和48年7月10日一部改訂

昭和54年5月 9日一部改訂

平成17年6月16日一部改訂

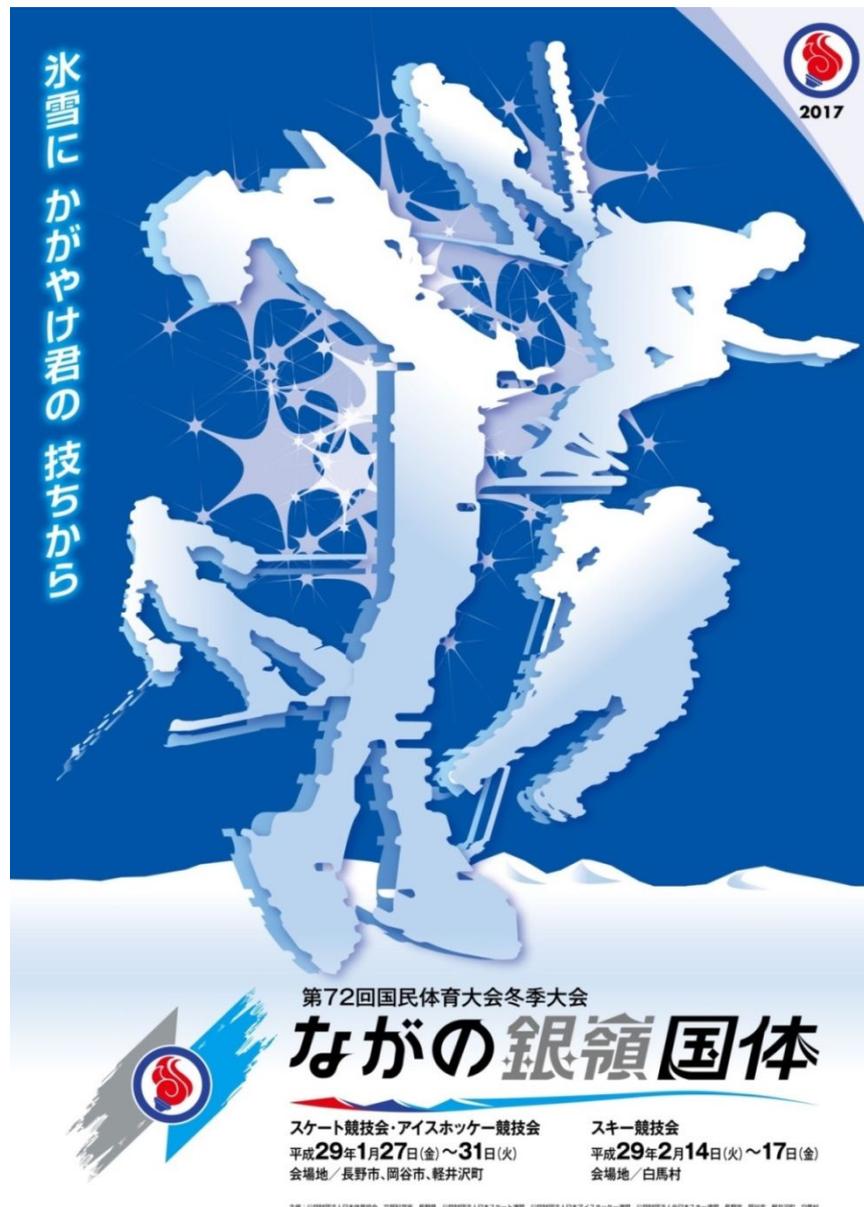
本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

9 関係団体事務局一覧

団体名	所在地	TEL
		FAX
公益財団法人 日本体育協会	〒150-8050 東京都渋谷区神南一丁目 1-1 岸記念体育会館 内	03-3481-2217 03-3481-2284
スポーツ庁 競技スポーツ課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目 2-2	03-6734-2999 03-6734-3793
公益財団法人 全日本スキー連盟	〒150-8050 東京都渋谷区神南一丁目 1-1 岸記念体育会館 内	03-3481-2315 03-3481-2318
公益財団法人 長野県体育協会	〒380-0872 長野県長野市大字南長野字聖徳 545-1 スポーツ会館 内	026-235-3483 026-232-6528
公益財団法人 長野県スキー連盟	〒380-0955 長野県長野市安茂里上河原 3557	026-264-5888 026-264-5255
第 72 回国民体育大会冬季大会 長野県実行委員会事務局	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県教育委員会事務局スポーツ課内	026-235-7451 026-235-7457
第 72 回国民体育大会冬季大会 白馬村実行委員会事務局	〒399-9393 長野県北安曇郡白馬村大字北城 7025 白馬村教育委員会事務局スポーツ課内	0261-72-5000 0261-72-7001

第72回国民体育大会冬季大会（長野県）
ポスター図

【図案】



【デザイン趣旨】

鮮やかなブルーと信州の冬山を背景に、躍動する選手たちを描写しています。
大会スローガン「氷雪にかがやけ君の技ちから」や、氷や雪から連想される「純粋さ」をイメージしています。

【選定経過】

デザイン原画を一般公募し、第72回国民体育大会冬季大会長野県準備委員会において審査した結果、当デザインに決定しました。

第 72 回国民体育大会（愛媛県） 実施要項総則

開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

愛媛県で開催する第 72 回国民体育大会「愛顔(えがお)つなぐえひめ国体」は、「君は風 いしづちを駆け 瀬戸に舞え」のローガンのもと、県出身の手づくり選手が大活躍し、手づくりスタッフが支える「手づくりの国体」、県民のスポーツ活動（する、みる、支える）の活性化につながる「実になる国体」、既存の施設を最大限に活用するなど、簡素化に努める「身の丈にあった国体」、全国からの参加者と県民が民泊等により交流を深める「ふれあいの国体」、愛媛の自然や文化等の魅力を全国に発信する「愛媛らしさあふれる国体」という 5 つの理念のもと、県民すべての参加と協力を得て、県民がふるさと愛媛に誇りを持ち、愛媛の魅力を全国に発信する晴れやかな大会を目指して開催する。

実施方針

1 実施競技

正式競技	特別競技
陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ	高等学校野球

2 会期及び会場地

会期	会場地	会場地数
平成 29 年 9 月 30 日（土） ～10 月 10 日（火） 〔11 日間〕	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、鬼北町、愛南町、兵庫県三木市、高知県芸西村	12 市 8 町 1 村
※ 水泳、バレーボール（ビーチバレーボール）、弓道、カヌー（スラローム・ワイルドウォーター）競技会は下記日程内で実施 平成 29 年 9 月 9 日（土） ～9 月 17 日（日） 〔9 日間〕	松山市、伊予市、高知県高知市、高知県本山町	3 市 1 町

3 競技方法

各競技実施要項に示す方法とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」(TUE)の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が未成年者（20歳未満）の場合、親権者及び本人が署名、捺印した同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「**第72回**国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本体育協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/> 】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学3年生）に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ)b について、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）と体育（スポーツ）協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ **第70回**又は**第71回**大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、**第70回**又は**第71回**大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。
- c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）
[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。
- d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）
[注] aからcは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。
- d JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）
- e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

(イ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本体育協会（以下「日本体育協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

- (イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）
- (ウ) 勤務地
- (エ) 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、平成29年4月30日以前から本大会終了時（平成29年10月10日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

- a 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

- a 一家転住に係る者
- b 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、平成11年4月1日以前に生まれた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、平成11年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者とする。

(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、平成29年4月1日を基準とする。

イ 日本体育協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者）とする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本体育協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本体育協会がその可否を決定する。

別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】

(1) 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

ア 居住地を示す現住所

イ 勤務地

ウ ふるさと

(2) 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。

(3) 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

- (4) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。
- なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- (5) 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- (6) ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- (7) 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本体育協会宛に提出する。

別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

- 1 以下の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限(国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- (1) この特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。
- (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
- なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
- ア 親の転勤による一家の転居
- イ 親の結婚、離婚による一家の転居
- ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
- (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
- ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育(スポーツ)協会(以下「都道府県体育協会」という。)及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
- イ 報告を受けた都道府県体育協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
- (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
- ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
- イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
- ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
- (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
- ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3【JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、次の(1)に該当する者については、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要

項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）及び別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、次の(2)～(4)の特例を適用する。

(1) 対象者

- ア 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- イ 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

(2) 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

(1)アに定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

(3) 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

(1)イに定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」(2)に定める卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

なお、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

(4) 国内移動選手の制限に係る例外適用

(1)アに定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注] (1)イに定める成年種別年齢域の選手については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

別記4【トップアスリーの国民体育大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリーの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第31回オリンピック競技大会（2016年・リオデジャネイロ）に参加した者
 - (2) 平成29年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者
 - ア JOC アスリートプログラム強化指定選手
 - イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者
 - ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手
- ※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大

会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 平成 29 年 4 月 30 日以前から大会終了時（平成 29 年 10 月 10 日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 平成 29 年 4 月 30 日以前から大会終了時（平成 29 年 10 月 10 日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③のとおりとする。

別記 5 【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の 6 県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 平成 23 年 3 月 11 日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 災害が発生しなかったと仮定した場合、平成 29 年 4 月 30 日以前から各競技会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第 70 回及び第 71 回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－（1）－1）－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 平成 23 年 3 月 11 日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。

もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が平成 29 年 4 月 30 日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本体育協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 72 回大会に参加した者が、第 73 回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－（1）－1）－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

<例> ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下の

いずれかを「ふるさと」として登録することができる。

- ① 卒業中学校または卒業高等学校の所在地
- ② 災害の発生した時点で在籍していた中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

平成 23～24 年度に、避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者。

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は次のとおりとする。

- (1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第 1 位から第 8 位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第 3 位以下を切り捨てる。

		1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位
種別	4 人以下	24 点	21 点	18 点	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
	5 人以上 7 人以下	40 点	35 点	30 点	25 点	20 点	15 点	10 点	5 点
	8 人以上	64 点	56 点	48 点	40 点	32 点	24 点	16 点	8 点
種目	—————	8 点	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

〔注〕「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は 10 点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

- (2) 各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。
ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。
- (3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表 彰

- (1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第 1 位の都道府県に天皇杯を、同じく女子総合成績第 1 位の都道府県に皇后杯をそれぞれ授与する。
- (2) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第 1 位から第 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各正式競技の男女総合成績第 1 位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。

- (4) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (5) 各競技の各種別及び各種目などの第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、更にその都道府県名と個人名を記載したもの、又は都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

- (1) 都道府県の体育協会会長（代表者）及び各競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者及び公益財団法人日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長宛に申込みものとする。
- (2) 参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。
- (3) 参加申込締切日

締 切 日	競 技
① 平成 29 年 8 月 24 日 (木)	水泳、バレーボール（ビーチバレーボール）、レスリング、セーリング、自転車、相撲、弓道、カヌー、ボウリング、ゴルフ
② 平成 29 年 9 月 6 日 (水)	陸上競技、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレー射撃、なぎなた、高等学校野球

- (4) 参加申込様式は、日本体育協会が実施競技団体と協議の上、作成する。
- (5) 参加申込締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、次のア～ウ宛に所定の様式にて届け出なければならない。
 - ア 全国を統轄する各中央競技団体事務局
 - イ 愛顔（えがお）つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会事務局
 - ウ 愛顔（えがお）つなぐえひめ国体各競技会場地市町実行委員会事務局
 なお、日本体育協会に対しては、大会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続きをとらなければならない。

なお、棄権手続きに係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

10 大会参加負担金

- (1) 本大会に選手団（視察員を除く。）を派遣する都道府県体育協会は、一人当たり次のとおり参加負担金を納入する。

区 分	負 担 金
少年の種別に参加する選手	未定
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	未定

(2) 大会参加負担金は、各都道府県体育協会でき取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限

平成 29 年 9 月 6 日（水）

イ 納入先

みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729

公益財団法人日本体育協会

11 宿泊申込

大会参加者は、愛顔（えがお）つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込み。

12 都道府県選手団本部役員編成及び視察員

(1) 都道府県選手団本部役員は、次のとおりとする。

ア 参加選手 500 名以上の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。

イ 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。

ウ 参加選手 300 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。

(2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。

(3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。なお、帯同するスポーツドクターは日体協公認スポーツドクター資格を有する者とする。

(4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、アスレティックトレーナーを帯同できる。なお、帯同できるアスレティックトレーナーは日体協公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

(5) 都道府県選手団本部役員の 1 日あたりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。

(6) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、平成 30 年以降の国民体育大会の開催が決定又は内定している県については、福井県 100 名以内、茨城県及び鹿児島県 60 名以内、三重県及び栃木県 40 名以内とする。

(7) 都道府県選手団本部役員及び視察員の参加申込は、平成 29 年 9 月 6 日（水）までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

13 大会参加章、大会参加記念章及び視察員章の交付

大会参加章、大会参加記念章及び視察員章は、次の者に交付する。

(1) 大会参加章

都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員

(2) 大会参加記念章

公開競技・デモンストレーションスポーツ参加者

※ 公開競技参加者への交付は、中央競技団体との協議による。

(3) 視察員章

視察員

14 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された大会参加章、大会参加記念章又は視察員章を携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、所属都道府県を明示したユニフォームを着用しなければならない。

15 個人情報及び肖像権に関わる取り扱い

日本体育協会、愛顔（えがお）つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会、愛顔（えがお）つなぐえひめ国体各競技会場地市町実行委員会及び国民体育大会実施競技中央競技団体（以下「国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取り扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 総合プログラム及び競技別プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載

オ 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 愛顔（えがお）つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の大会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取り扱い

ア 写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・

録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、販売・配付されることがある。なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取り扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

16 都道府県大会及びブロック大会

正式競技については、本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

(1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本体育協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本体育協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

(2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。

(3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込み。なお、参加は1人1競技に限る。

(4) ブロック大会の申込みは、原則として国民体育大会参加申込システムにより行い、様式は日本体育協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。

なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。

(5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。

(6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

(7) 競技運営に差し支えない限り、愛媛県選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会に参加することができる。

17 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本体育協会及び都道府県体育協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

(1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。

(2) 大会参加の都道府県体育協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（一人あたり1,000円）を、日本体育協会に納入する。

(3) 納入締切日及び納入先については別途日本体育協会から都道府県体育協会へ通知する。

18 文化プログラム

文化プログラムは、次表のとおりとし、実施については、「文化プログラム実施基準」に基づくものとする。

プログラム名	会 場 地	会場地数
調整中	調整中	調整中

19 公開競技

公開競技は、次表のとおりとし、実施については、「国民体育大会公開競技実施基準」に基づく実施要項による。

公 開 競 技	会 場 地
綱引	四国中央市
ゲートボール	松山市
パワーリフティング	伊予市
グラウンド・ゴルフ	松山市

20 デモンストレーションスポーツ

デモンストレーションスポーツは、次表のとおりとし、実施については、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づく実施要項による。

デモンストレーションスポーツ	会 場 地
アームレスリング	今治市
合気道	今治市
インディアカ	砥部町
ウォーキング	上島町
エアロビック	四国中央市
カーリング	松山市
カヌーツーリング 駅伝	大洲市
カローリング	八幡浜市・新居浜市
近代3種	松野町
クライミング	西条市
グラウンド・ゴルフ	久万高原町
ゲートボール	松野町
3B体操	松山市
スポーツチャンバラ	松山市
スポーツ吹矢	砥部町
ターゲット・バードゴルフ	伊方町
ダーツ	松山市
ダブルダッチ	今治市・宇和島市・伊予市
ディスコン	松山市
トランポリン	鬼北町
日本拳法	今治市
ノルディック・ウォーク	西予市
パラグライダー	内子町
バウンドテニス	新居浜市
ビリヤード	松山市
ブラインドテニス	松山市
ペタンク	松山市
マリンスポーツ	愛南町

※会場地数は10市、8町

21 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われなかった場合、又は、参加負担金が定められた納入期限までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

第72回国民体育大会(愛媛県)実施競技一覧

1 正式競技

平成28年6月17日現在

競技名(種目)		種別	会場地	競技会場	備考
総合開・閉会式		—	まつやまし 松山市	愛媛県総合運動公園陸上競技場(ニンジニアスタジアム)	
陸上競技		全種別	まつやまし 松山市	愛媛県総合運動公園陸上競技場(ニンジニアスタジアム)	
水泳	競泳	全種別			
	水球	少年男子	まつやまし 松山市	アクアパレットまつやま特設プール	
	シンクロ	少年女子			
	飛込	全種別	こうちけんこうちし 高知県高知市	高知県立春野総合運動公園水泳場	
	オープンウォータースイミング	男女	まつやまし 松山市	北条長浜海水浴場	
サッカー	成年男子		まつやまし 松山市	北条スポーツセンター球技場 北条スポーツセンター陸上競技場	
		女子	うわじまし 宇和島市 あいなんちよう 愛南町	丸山公園陸上競技場 あけぼのグラウンド	
	少年男子		にいほまし 新居浜市	新居浜市営サッカー場(グリーンフィールド新居浜)	
			さいじようし 西条市	西条市ひうち陸上競技場	
テニス	全種別	まつやまし 松山市	愛媛県総合運動公園テニスコート 松山中央公園テニスコート		
ボート	全種別	いまばりし 今治市	玉川湖ボートコース		
ホッケー	成年男女	いよし 伊予市		しおさい公園伊予市民競技場	
	少年男女	まさきちよう 松前町		松前町町民グラウンド	
ボクシング	全種別	まさきちよう 松前町		松前公園体育館	
バレーボール	6人制	成年男子	やわたはまし 八幡浜市	八幡浜市民スポーツセンター	
		成年女子	いかたちよう 伊方町	伊方スポーツセンター	
		少年男子	いよし 伊予市	しおさい公園伊予市民体育館	
		少年女子	きほくちよう 鬼北町	鬼北総合公園体育館	
	ビーチバレーボール	男女	いよし 伊予市		五色姫海浜公園
体操	体操競技	全種別	まつやまし 松山市	愛媛県総合運動公園体育館	
	新体操	少年女子			
バスケットボール	成年男子		とうおんし 東温市	ツインドーム重信	
				今治市営中央体育館	
	成年女子 少年女子		いまばりし 今治市	今治市営大西体育館 今治市営緑の広場公園運動場総合体育館	
			きほくちよう 鬼北町※	鬼北総合公園体育館	
レスリング	全種別	うわじまし 宇和島市	宇和島市総合体育館		
セーリング	全種別	にいほまし 新居浜市	新居浜マリーナ(マリンパーク新居浜)		
ウエイトリフティング	全種別	にいほまし 新居浜市	新居浜市市民文化センター		
ハンドボール	成年男女		さいじようし 西条市	西条市総合体育館 ビバ・スポルティアSAIJO	
				松山市総合コミュニティセンター体育館	
	少年男女	まつやまし 松山市		北条スポーツセンター体育館	
自転車	トラック・レース	全種別	まつやまし 松山市	松山中央公園多目的競技場	
	ロード・レース	全種別	いまばりし 今治市	大三島しまなみ特設ロード・レース・コース	
ソフトテニス	成年男女	おおずし 大洲市		八幡浜・大洲地区運動公園テニスコート	
	少年男女	いまばりし 今治市		今治市営スポーツパークテニスコート	正式名称
卓球	全種別	うわじまし 宇和島市		宇和島市総合体育館	

※ 宇和島市との共同開催

競技名(種目)		種別	会場	競技会場	備考
軟式野球		成年男子	しこちゅうおうし 四国中央市	浜公園川之江野球場	
			にいほまし 新居浜市	新居浜市営野球場	
			さいじょうし 西条市	西条市ひうち球場 西条市東予運動公園野球場	
			いまばりし 今治市	今治市営球場	
			かみじまちょう 上島町	いきなスポレク公園蛙石野球場	
相撲	全種別	せいよし 西予市	乙亥会館		
馬術	全種別	ひょうごけん みまし 兵庫県三木市	三木ホースランドパーク		
フェンシング	全種別	しこちゅうおうし 四国中央市	伊予三島運動公園体育館		
柔道	全種別	まつやまし 松山市	愛媛県武道館		
ソフトボール	成年男子		やわたはまし 八幡浜市	八幡浜市民スポーツパーク 王子の森公園運動広場(王子の森スタジアム)	名称変更
			おおずし 大洲市	八幡浜・大洲地区運動公園野球場	
	成年女子		せいよし 西予市	西予市宇和運動公園多目的広場 西予市営宇和球場	
			とうおんし 東温市	東温市総合公園多目的グラウンド 東温市かすみの森公園多目的広場	
	少年女子		さいじょうし 西条市	西条市東予運動公園多目的広場	名称変更
バドミントン	全種別	とべちょう 砥部町	砥部町陶街道ゆとり公園体育館		
弓道	近的	全種別	まつやまし 松山市	愛媛県総合運動公園弓道場	
	遠的	全種別	まつやまし 松山市	愛媛県総合運動公園特設遠的弓道場	
ライフル射撃	CP	成年男子	まさきちょう 松前町	愛媛県警察学校	
	50m	全種別	うちこちょう 内子町	内子町城の台公園特設ライフル射撃場	
	10m・AP			内子町城の台公園体育館	
	BR・BP				
剣道	全種別	まつやまし 松山市	愛媛県武道館		
ラグビーフットボール		成年男女	くまこうげんちょう 久万高原町	久万高原町ラグビー場	
		少年男子	しこちゅうおうし 四国中央市	スカイフィールド富郷	
山岳	リード	全種別	さいじょうし 西条市	石鎚クライミングパークSAIJO	正式名称
	ボルダリング			西条市西条西部体育館	
カヌー	スプリント	全種別	おおずし 大洲市	鹿野川湖特設カヌー競技場	
	スラローム	全種別	こうちけんもとやまちょう 高知県本山町	寺家カヌー競技場	
	ワイルドウォーター				
アーチェリー	全種別	いまばりし 今治市	今治市宮窪石文化運動公園		
空手道	全種別	しこちゅうおうし 四国中央市	伊予三島運動公園体育館		
銃剣道	全種別	とうおんし 東温市	ツインドーム重信		
クレー射撃	全種別	こうちけん げいせいむら 高知県芸西村	ミロク高知射撃場		
なぎなた	全種別	まつやまし 松山市	松山市総合コミュニティセンター体育館		
ボウリング	全種別	まつやまし 松山市	キスケボウル		
ゴルフ	成年男子		うちこちょう 内子町	愛媛ゴルフ倶楽部	
	女子		まつやまし 松山市	エリエールゴルフクラブ松山	
	少年男子		まつやまし 松山市	サンセットヒルズカントリークラブ	
37競技			13市9町1村	74会場	

2 公開競技

競技名(種目)	種別	会場地	競技会場	備考
綱引	—	しこくちゅうおうし 四国中央市	土居総合体育館	
ゲートボール	—	まつやまし 松山市	北条スポーツセンター球技場	
パワーリフティング	—	いよし 伊予市	ウエルビア伊予体育館	
グラウンド・ゴルフ	—	まつやまし 松山市	城山公園やすらぎ広場	
4競技		3市	4会場	

3 特別競技

競技名(種目)	種別	会場地	競技会場	備考
高等学校野球	硬式	まつやまし 松山市	坊っちゃんスタジアム	
	軟式	うわじまし 宇和島市	丸山公園野球場	
1競技		2市	2会場	2会場

4 デモンストレーションスポーツ

競技名	会場地	競技会場	備考	
アームレスリング	いまばりし 今治市	吉海学習交流館		
インディアカ	とべちよう 砥部町	陶街道ゆとり公園体育館		
カーリング	まつやまし 松山市	イヨテツスポーツセンター		
カヌーツーリング 駅伝	おおずし 大洲市	肱川カヌーコース		
カローリング	やわたはまし 八幡浜市	八幡浜市民スポーツセンター		
	にいほまし 新居浜市	新居浜市民体育館		
近代3種	まつのちよう 松野町	松野西小学校		
クライミング	さいじようし 西条市	西条西部公園		
グラウンド・ゴルフ	くまこうげんちよう 久万高原町	笛ヶ滝公園多目的広場		
ゲートボール	まつのちよう 松野町	松野中学校		
3B体操	まつやまし 松山市	北条スポーツセンター体育館		
スポーツチャンバラ	まつやまし 松山市	愛媛県武道館		
スポーツ吹矢	とべちよう 砥部町	陶街道ゆとり公園体育館		
ターゲット・バードゴルフ	いかたちよう 伊方町	伊方町民グラウンド		
ダーツ	まつやまし 松山市	松山市総合コミュニティセンター		
ダブルダッチ	いまばりし 今治市	波方公園体育館		
	うわじまし 宇和島市	宇和島市総合体育館		
	いよし 伊予市	しおさい公園伊予市民体育館		
ディスコン	まつやまし 松山市	松山市総合コミュニティセンター		
日本拳法	いまばりし 今治市	今治市営中央体育館		
パラグライダー	うちこちよう 内子町	神南山フライトエリア		
バウンドテニス	にいほまし 新居浜市	新居浜市山根総合体育館	会場変更	
ビリヤード	まつやまし 松山市	プールハウスBB-ONE	会場変更	
ブラインドテニス	まつやまし 松山市	愛媛県身体障害者福祉センター		
ペタンク	まつやまし 松山市	愛媛県職員運動場		
マリンスポーツ	あいなんちよう 愛南町	御荘湾		
合気道	いまばりし 今治市	今治市営中央体育館		
エアロビック	しこくちゅうおうし 四国中央市	伊予三島運動公園体育館		
ノルディック・ウォーク	せいよし 西予市	西予市野村農業公園ほわいとファーム周辺		
ウォーキング	かみじまちよう 上島町	ゆめしま海道コース		
トランポリン	きほくちよう 鬼北町	鬼北総合公園体育館		
28競技		18市町	27会場	

第 72 回国民体育大会（愛媛県）宿泊要項

1 趣旨

この要項は、第 72 回国民体育大会の正式競技及び特別競技に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員及び視察員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して必要な事項を定める。

2 方針

愛顔^{えがお}つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び会場地市町実行委員会（以下「会場地実行委員会」という。）は、愛顔^{えがお}つなぐえひめ国体合同配宿本部（以下「合同配宿本部」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

合同配宿本部は、競技団体、旅館組合等関係団体、宿泊施設等と連絡調整のうえ、大会参加者の宿舎の選定、確保及び配宿等に関する業務にあたりるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町村内の旅館等（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外近隣市町村の旅館等及び民家、寮、研修所、公民館等宿泊施設に転用可能な施設を利用する。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる旅館等は利用しない。

5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、合同配宿本部が次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場、練習会場までの交通状況及び環境等に配慮し、都道府県別、競技別、種別及び男女別を考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一又は近隣の宿舎に配宿する。
- (4) 1 人の宿泊に要する広さは、3.3 m²（2 畳）以上とする。
- (5) 合同配宿本部が指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての紛議及び損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

- ① 宿泊とは、入宿日の 15 時から、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。
- ② 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。

(2) 宿泊料金

区分	消費税	宿泊料金		備考
		1 泊 2 食	素泊まり	
民泊等	税抜	7,700 円	5,600 円	冷暖房料を含む。
	税込	8,316 円	6,048 円	
営業施設	税抜	2,000 円 ~ 15,000 円	1,400 円 ~ 10,500 円	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む。
	税込	2,160 円 ~ 16,200 円	1,512 円 ~ 11,340 円	

(注)・営業施設における「1 泊 2 食」料金は 500 円刻み (税抜) とする。

- ・営業施設における「素泊まり」料金 (税抜) は「1 泊 2 食」料金 (税抜) の 70% 相当 (100 円未満を切り上げ) 額とする。
- ・民泊等とは、旅館業法の規定に基づく営業許可を有しない民家、寮、研修所、公民館等の転用施設をいう。

(3) 入湯税及び消費税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

なお、民泊等の施設に係る消費税については、課税対象施設でのみ課税する。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、夕食の場合は前日の 18 時まで、朝食の場合は前日の 12 時までに申し出た場合に限る。

ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時間までに申し出ることが困難な場合は、宿舍と協議して決定する。

- ① 夕食を欠食した場合の宿泊料金 (税抜) は、民泊等にあつては宿泊料金 (税抜) から 1,400 円を控除した額とする。

また、営業施設にあつては当該施設の宿泊料金から 20% を控除した額 (100 円未満切り上げ) とする。

- ② 朝食を欠食した場合の宿泊料金 (税抜) は、民泊等にあつては宿泊料金 (税抜) から 700 円を控除した額とする。

また、営業施設にあつては当該施設の宿泊料金から 10% を控除した額 (100 円未満切り上げ) とする。

区分	消費税	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
民泊等	税抜	6,300 円	7,000 円
	税込	6,804 円	7,560 円
営業施設	税抜	1,600 円 ～ 12,000 円	1,800 円 ～ 13,500 円
	税込	1,728 円 ～ 12,960 円	1,944 円 ～ 14,580 円

(5) 休憩料金

入宿日 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用したときの入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）が、各宿舎の指定する方法により、現地にて精算する。

ただし、選手・監督及び都道府県選手団本部役員にあつては、出発日に一括精算することができる。

(8) 宿泊取消料

① 大会参加の取り止め等、やむを得ない理由により宿泊を取消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の 9 日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金（税抜）とする。
宿泊予定日の 8 日前から 宿泊予定日の 4 日前まで	宿泊料金（税抜）の 20%	
宿泊予定日の 3 日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）の 50%	
宿泊予定当日（18 時まで）	宿泊料金（税抜）の 70%	
宿泊予定当日（18 時以降）	宿泊料金（税抜）の全額	

(注) ・取消した泊数にかかわらず、一人につき 1 泊分の取消料のみとする。

・荒天等により、交通機関が不通となり宿舎への到着が困難な状況が生じた場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

② 選手・監督が、競技敗退後又は荒天等により競技会期短縮の決定後において宿泊を取り消す場合は、前号の定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日又は競技会期短縮 決定日当日の宿泊の取消	宿泊料金（税抜）の 50%	素泊まり又は欠食で申し 込んだ場合は、その料金 （税抜）を宿泊料金（税抜） とする。
敗退日翌日以降又は競技会期 短縮決定日翌日以降の宿泊の 取消	不 要	

（注）・取消した泊数にかかわらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

③ 宿泊申込み後、変更・取消しの申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記①及び②の定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

④ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が当該宿舎に直接支払うものとする。

また、宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

（9） 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、以下のとおりとする。

区分		適用期間
会期前	平成 29 年 9 月 9 日（土）以降に開始され 平成 29 年 9 月 17 日（日）までに終了する競技	平成 29 年 9 月 5 日（火）15 時から 平成 29 年 9 月 18 日（月）10 時まで
前半	平成 29 年 9 月 30 日（土）以降に開始され 平成 29 年 10 月 5 日（木）までに終了する競技	平成 29 年 9 月 26 日（火）15 時から 平成 29 年 10 月 6 日（金）10 時まで
中間	平成 29 年 10 月 4 日（水）以降に開始され、かつ 平成 29 年 10 月 6 日（金）までに終了する競技	平成 29 年 9 月 30 日（土）15 時から 平成 29 年 10 月 7 日（土）10 時まで
後半	平成 29 年 10 月 5 日（木）以降に開始され 平成 29 年 10 月 10 日（火）までに終了する競技	平成 29 年 10 月 1 日（日）15 時から 平成 29 年 10 月 11 日（水）10 時まで

（注）・中間区分に該当する競技（種別）は、ゴルフ（全種別）、自転車（ロード・レース）、ラグビーフットボール（女子）とする。

7 宿泊の申込み

（1） 宿泊の申込みは、別に定める宿泊業務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

また、選手・監督、都道府県選手団本部役員にあつては、第 72 回国民体育大会実

施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めない。

- (2) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領の申込期限以降は受け付けず、申込期限までに宿泊申込みがなかった場合は、実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

8 宿泊の変更及び取消し

- (1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めない。
なお、不適切な対応が発生した場合は、日本体育協会国民体育大会委員会において報告する。
- (2) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行くものとする。
ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあっても、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。
なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。
- (3) 入宿後にあつては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申出のあった日時とする。

9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全、安心で栄養バランスが良く、豊かな自然に恵まれた愛媛県特産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。
- (2) 国体昼食弁当については、希望により、県実行委員会及び会場地実行委員会が次によりあつせんするものとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当（お茶を含む。）	税抜	900 円以内
	税込	972 円以内

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。
また、報道員及びその他大会関係者の宿泊等に関して必要な事項は、別に定めるものとする。
- (2) 宿泊料金・昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用するものとする。

第 7 3 回国民体育大会(福井県) 宿泊料金

1. 宿泊料金

区分	税率	宿泊料金		備考
		1泊2食	素泊まり	
営業施設	税抜	4,000円～15,000円 ^{※1}	2,800円～10,500円 ^{※2}	通常のサービス・奉仕料および冷暖房料を含む
	8%	4,320円～16,200円	3,024円～11,340円	
	10%	4,400円～16,500円	3,080円～11,550円	

※1 「1泊2食」料金(税抜)は500円刻みとする。

※2 「素泊まり」料金(税抜)は「1泊2食」料金(税抜)の70%相当(100円未満は切り上げ)額とする。

(注1) 宿泊とは、入宿日の15時から出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とする。ただし、欠食控除については宿泊要項において定める。

(注2) 入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(注3) 報道員およびその他視察員の宿泊料金については、別に定める。

2. 昼食(弁当)料金

消費税	昼食(弁当)料金	備考
税抜	900円以内	お茶を含む。
8%	972円以内	
10%	990円以内	

※ 宿泊料金・昼食(弁当)料金ともに、消費税および地方消費税については、消費税および地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用するものとする。

第73回国民体育大会(福井県) 実施競技一覧

平成28年6月17日現在

1 正式競技

競技名		種別	会場地	競技会場	備考
総合開・閉会式		—	福井市	福井県営陸上競技場	
陸上競技		全種別	福井市	福井県営陸上競技場	
水泳	競泳	全種別	敦賀市	敦賀市総合運動公園プール	
	水球	少年男子			
	飛込	全種別	石川県金沢市	金沢市営プール	
	シンクロナイズドスイミング	少年女子			
	オープンウォータースイミング	男女	若狭町	食見海岸特設会場	
サッカー	全種別	坂井市	テクノポート福井総合公園スタジアム、芝生広場 三国運動公園陸上競技場、多目的競技場 丸岡スポーツランドサッカー場、人工芝グラウンド	会場(種別)変更	
テニス	成年男女		福井市	福井市わかばテニスコート	
	少年男女		福井市	福井県営テニスコート	
ボート	全種別	美浜町	福井県立久々子湖漕艇場		
ホッケー	全種別	越前町	福井県立ホッケー場 越前町営朝日総合運動場		
ボクシング	全種別	福井市	福井県産業会館		
バレーボール	6人制	成年男子	あわら市	あわら市農業者トレーニングセンター	
		成年女子		トリムパークかなづ体育館	
		少年男子	坂井市	丸岡体育館	会場変更
		少年女子	坂井市	三国体育館	会場変更
	ビーチバレーボール	男女	小浜市	若狭鯉川シーサイドパーク特設会場	
体操	競技	全種別	鯖江市	サンドーム福井	
	新体操	少年女子			
バスケットボール	成年女子		福井市	福井県営体育館	
	少年男子		福井市	福井市体育館	
	成年男子		永平寺町	永平寺緑の村ふれあいセンターアリーナ	
	少年女子		永平寺町	松岡中学校体育館	
レスリング	全種別	おおい町	おおい町総合運動公園体育館		
セーリング	全種別	高浜町	若狭和田マリーナ特設セーリング会場		
ウエイトリフティング	全種別	小浜市	小浜市民体育館		
ハンドボール	成年男子		福井市	福井県営体育館	
	少年男子		福井市	福井市体育館	
	成年女子		永平寺町	永平寺緑の村ふれあいセンターアリーナ	
	少年女子		永平寺町	北陸電力福井体育館フレア	
自転車	トラック・レース	全種別	福井市	福井競輪場	
	ロード・レース	全種別	大野市	大野市特設ロードレースコース	
ソフトテニス	成年男女		越前市	武生中央公園庭球場	
	少年女子				
	少年男女		福井市	福井市わかばテニスコート	
卓球	全種別	敦賀市	敦賀市総合運動公園体育館		
軟式野球	成年男子	敦賀市	敦賀市総合運動公園野球場		
		小浜市	小浜市営野球場		
		越前市	丹南総合公園野球場		
		南越前町	桜橋総合運動公園野球場		
		美浜町	美浜町総合運動公園野球場		
		おおい町	おおい町総合運動公園野球場		
相撲	全種別	大野市	大野市エキサイト広場総合体育施設体育館		
馬術	全種別	静岡県御殿場市	御殿場市馬術・スポーツセンター		

競技名		種別	会場地	競技会場	備考
フェンシング		全種別	えちぜんし 越前市	武生中央公園体育館	
柔道		全種別	ふくいし 福井市	福井県立武道館	
ソフトボール		成年男子	えちぜんし 越前市	武生東運動公園ソフトボール場	
		成年女子	えいへいじちよう 永平寺町	松岡総合運動公園 you me パーク	
		少年男子	ふくいし 福井市	福井市きららパーク多目的グラウンド	
		少年女子	つるがし 敦賀市	敦賀市きらめきスタジアム	
バドミントン		全種別	かつやまし 勝山市	勝山市新体育館(仮称)	
弓道	近的	全種別	つるがし 敦賀市	敦賀市総合運動公園弓道場	
	遠的			敦賀市総合運動公園陸上競技場特設遠的弓道場	
ライフル射撃	50m	全種別	ふくいし 福井市	福井県立ライフル射撃場	
	10m・AP			福井県立足羽高等学校体育館	
	BR・BP			福井県警察学校射撃場	
	CP	成年男子			
剣道		全種別	ふくいし 福井市	福井県立武道館	
ラグビーフットボール		全種別	おぼまし 小浜市	小浜市総合運動場陸上競技場・多目的グラウンド	
山岳	リード	全種別	いけだちよう 池田町	池田町特設会場	
	ボルダリング				
カヌー	カヌースプリント	全種別	あわらし	北潟湖特設カヌーコース	
	カヌースラローム	全種別	おおのし 大野市	九頭竜川特設カヌー会場	
	カヌーワイルドウォーター				
アーチェリー		全種別	ふくいし 福井市	福井市スポーツ公園サッカー場(兼ラグビー場)	
空手道		全種別	つるがし 敦賀市	敦賀市総合運動公園体育館	
クレール射撃		全種別	かつやまし 勝山市	福井県立クレール射撃場	
なぎなた		全種別	なばえし 鯖江市	鯖江市総合体育館	
ボウリング		全種別	ふくいし 福井市	スポーツプラザWAVE40	
ゴルフ	成年男子	あわらし		芦原ゴルフクラブ	
	女子			越前カントリークラブ	
	少年男子			福井国際カントリークラブ	
トライアスロン		全種別	たかはまちよう 高浜町	高浜町特設トライアスロン会場	

37競技	11市8町	63会場
------	-------	------

2 公開競技

競技名		種別	会場地	競技会場	備考
綱引		—	かつやまし 勝山市	勝山市新体育館(仮称)	
ゲートボール		—	わかきちよう 若狭町	若狭町多目的交流広場「若狭さとうみパーク」	
パワーリフティング		—	おおのし 大野市	越前おおのまちなか交流センター	
グラウンド・ゴルフ		—	わかきちよう 若狭町	若狭町多目的交流広場「若狭さとうみパーク」 三方グラウンド	

4競技	2市1町	4会場
-----	------	-----

3 特別競技

競技名		種別	会場地	競技会場	備考
高等学校野球	硬式	—	ふくいし 福井市	福井県営野球場	
	軟式	—		福井市スポーツ公園野球場「福井フェニックススタジアム」	

1競技	1市	2会場
-----	----	-----

4 デモンストレーションスポーツ

競技名	会場地	競技会場	備考
少林寺拳法	福井市	福井県立武道館	
エスキーテニス		福井市南体育館	
スティックリング		福井県営体育館	
ウォーキング	敦賀市	敦賀市金ヶ崎緑地および市内コース	
	勝山市	はたや記念館「ゆめおーれ勝山」	
ドッジボール	敦賀市	敦賀市総合運動公園体育館	
スポーツチャンバラ	小浜市	小浜市民体育館	
真向法		働く婦人の家「咲楽館(さくらかん)」	
サイクリング	大野市	大野市特設サイクリングコース	
パラグライダー	勝山市	スキージャム勝山エリア	
一般体操	鯖江市	サンドーム福井	
ラージボール卓球		鯖江市総合体育館	
インディアカ		鯖江市スポーツ交流館	
スポーツ吹矢		ユーカーさばえ	
カヌーポロ	あわら市	北潟湖カヌーポロ競技会場	
3B体操		トリムパークかなづ体育館	
オリエンテーリング		トリムパークかなづ	
シルバーソフトバレーボール	越前市	武生中央公園体育館	
武術太極拳		南越中学校体育館	
バウンドテニス	坂井市	三国体育館	
エアロビック		春江中学校体育館	
バトン		坂井中学校体育館	
ディスクゴルフ		坂井市海浜自然公園ディスクゴルフコース	
ドッチビー		三国体育館	
ミニバスケットボール		永平寺町	永平寺緑の村ふれあいセンターアリーナ
	松岡中学校体育館		
ウッズスポーツ	池田町	高齢者等活動促進広場「わいわいどーむ」	
ソフトバレーボール	南越前町	南条小学校体育館	
		南条中学校体育館	
		南条勤労者体育センター	
		レインボーパーク南条	
マレットゴルフ		桜橋総合運動公園野球場	
6人制ホッケー	越前町	福井県立ホッケー場	
ベタンク		織田中央公園グラウンド	
ボート(ローイングエルゴメーター)	美浜町	美浜町総合体育館	
キッズトライアスロン	高浜町	若狭和田特設会場	
ビーチラグビー		若狭和田海水浴場	
ママさんバレー	おおい町	おおい町総合運動公園体育館	
ゲートボール	若狭町	若狭町多目的交流広場「若狭さとうみパーク」	
グラウンド・ゴルフ		若狭町多目的交流広場「若狭さとうみパーク」	
		三方グラウンド	
36競技	9市8町	39会場	

「国民体育大会における2020年オリンピック対策・実行計画」に伴う
第74回大会(茨城県)において正式競技として実施する競技(種目・種別)について

競技	種目等	種別	会場地	競技会場	参加人員						競技得点
					内訳			小計		合計	
					監督	選手	県数	監督	選手		
水泳	水球	女子 (成年少年共通)	土浦市	県立土浦第二高等学校プール	1	11	12	12	132	144	180
	オープンウォータースイミング	男子 (成年少年共通)	潮来市	潮来市特設オープンウォータースイミング会場	1	1	47	47	47	141	72
		女子 (成年少年共通)				1	47		47		
ボクシング	フライ級	成年女子	城里町	県立水戸桜ノ牧高等学校常北校体育館	1	1	16	16	16	32	36
バレーボール	ビーチバレーボール	男子 (成年少年共通)	大洗町	大洗サンビーチ特設会場	1	2	47	47	94	282	216
		女子 (成年少年共通)			1	2	47	47	94		
体操	トランポリン	男子 (成年少年共通)	稲敷市	江戸崎総合運動公園体育館	1	1	18	18~35	18	54~71	72
		女子 (成年少年共通)				1	18		18		
レスリング	フリースタイル <53 ^{kg} 級、63 ^{kg} 級>	女子 (成年少年共通)	水戸市	東町運動公園新体育館	0	2	47	-	94	94	72
ウエイト リフティング	スナッチ、クリーン&ジャーク <53 ^{kg} 以下級、58 ^{kg} 級、 69 ^{kg} 以下級(各階級16名)>	女子 (成年少年共通)	高萩市	高萩市文化会館	0	48		-	48	48	216
自転車	【トラック(3種目)】 ケイリン、スクラッチ(個人)、 チームスプリント(1チーム2名/団体)	女子 (成年少年共通)	取手市	取手競輪場	0	2	47	-	94	94	216
	【ロード】個人ロードレース		つくば市	つくば市特設ロードレースコース							
ラグビー フットボール	7人制	女子 (成年少年共通)	水戸市	水戸市立サッカー・ラグビー場、 ケーズデンキスタジアム水戸	1	10	12	12	120	132	180

監督 選手 合計
最大参加人数: 216 822 1,038 1,260

都道府県登録競技者数一覧

【単位:人】

競技	水泳			ボクシング		バレーボール		体操		レスリング		ウエイトリフティング			自転車	ラグビーフットボール	
	種目・階級	オープンウォーター スイミング		2階級 (フライ級・ライト級)		ビーチバレーボール		トランポリン		2階級 (53kg・63kg級)		3階級 (-53kg・58kg・-69kg級)			5種目 (1)ラック(2)ホム(3)ホム(4)ホム ケリン・スクラッチ チームスプリント 【0-7】個人ロードレース	7人制	
		女子	男子	女子	成年女子		男子	女子	男子	女子	女子	女子	女子	女子	女子	女子	女子
1県あたりの参加人員(選手)	11	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	3	10	
登録競技者数				フライ級	ライト級					53kg級	63kg級	-53kg級	58kg級	-69kg級			
ブロック	都道府県																
北海道	0	183	131	6	10	17	15	46	33	2	1	2	2	3	9	53	
東北	青森県	15	92	75	4	2	4	4	8	28	20	9	3	1	4	12	28
	岩手県	13	117	73	23	10	20	4	0	7	6	3	5	4	4	21	32
	宮城県	15	191	118	3	0	17	10	11	13	1	1	4	1	6	4	23
	秋田県	12	120	67	1	0	1	0	14	22	5	2	3	1	3	1	24
	山形県	20	138	105	3	0	4	0	7	9	3	1	1	1	1	7	4
	福島県	1	149	79	0	0	9	5	15	6	3	2	5	2	2	3	6
関東	茨城県	15	158	100	1	1	4	11	18	15	9	4	6	3	3	15	50
	栃木県	17	153	85	4	3	3	2	5	1	5	3	4	4	4	7	14
	群馬県	13	145	96	14	12	2	2	8	14	25	7	2	3	3	11	58
	埼玉県	41	406	315	8	10	29	46	16	14	15	5	3	1	2	35	71
	千葉県	124	303	212	4	7	21	6	9	15	15	8	2	2	4	15	35
	東京都	180	605	393	22	15	41	34	69	100	43	10	12	6	10	58	242
	神奈川県	73	492	329	9	6	11	92	42	18	13	7	1	0	1	40	93
	山梨県	19	40	37	4	0	13	59	16	7	3	2	6	3	5	3	16
北信越	新潟県	38	266	162	8	6	21	4	18	14	5	3	1	1	0	5	22
	長野県	0	194	120	1	0	24	6	44	0	1	0	3	1	1	10	33
	富山県	23	87	48	1	1	6	3	12	6	3	2	4	1	2	4	16
	石川県	58	145	64	1	0	8	2	59	75	5	2	6	1	8	0	12
	福井県	11	58	37	2	0	4	7	4	1	1	1	3	2	2	7	2
東海	静岡県	18	296	213	2	0	14	11	27	29	14	5	0	0	0	29	22
	愛知県	12	383	257	4	6	65	22	12	12	10	7	2	3	2	19	64
	三重県	15	127	85	5	0	12	10	11	10	15	6	5	2	2	9	29
	岐阜県	12	147	88	4	2	12	20	19	21	8	5	15	3	2	6	10
近畿	滋賀県	16	226	118	1	1	10	4	20	8	1	1	1	0	1	7	10
	京都府	189	208	116	5	5	25	36	33	10	15	7	5	5	4	16	47
	大阪府	90	494	342	15	10	58	58	47	70	12	8	1	0	2	31	158
	兵庫県	89	606	349	11	8	22	34	14	3	8	4	29	5	17	9	111
	奈良県	23	152	84	5	0	4	5	12	2	2	1	0	1	1	5	16
	和歌山県	11	62	52	1	2	6	2	5	10	4	3	2	3	2	5	11
	鳥取県	13	90	45	1	1	17	22	9	9	0	1	0	1	1	12	0
中国	島根県	2	54	39	1	3	7	10	10	14	1	1	2	1	3	3	41
	岡山県	20	107	62	2	0	13	5	2	3	5	3	6	3	2	11	22
	広島県	14	160	107	4	1	6	6	0	7	0	0	3	1	0	10	11
	山口県	3	127	74	1	0	10	18	3	0	11	3	0	1	0	6	16
四国	香川県	0	108	57	2	2	7	2	0	17	3	1	7	3	2	7	10
	徳島県	1	53	23	0	0	16	24	16	29	3	2	3	2	1	2	35
	愛媛県	11	124	90	4	1	53	163	0	0	2	2	11	5	8	4	40
	高知県	19	82	53	1	0	6	2	1	0	10	4	0	1	0	1	7
九州	福岡県	21	238	182	10	1	26	11	32	6	20	6	4	3	3	10	80
	佐賀県	15	67	29	3	1	7	0	8	32	1	0	0	1	1	1	13
	長崎県	11	135	81	1	0	2	0	16	0	3	3	2	1	0	5	30
	熊本県	19	114	97	9	0	0	6	13	26	5	4	3	1	1	5	25
	大分県	20	94	51	2	2	0	1	1	1	3	2	1	0	1	3	18
	宮崎県	12	92	54	5	1	10	5	14	15	3	2	3	3	2	5	23
	鹿児島県	17	126	85	0	1	21	33	3	3	2	2	2	2	0	8	40
	沖縄県	11	95	49	1	0	31	13	5	15	5	2	9	6	7	6	27
	計	1,372	8,609	5,528	219	131	821	835	754	766	349	158	192	97	133	502	1,750
登録年月(最新)	H28.3.31			H28.3.31		H28.3.31		H28.5.31		H28.3.31		H28.6.8			H28.5.31	H28.3.31	
NF登録制度に基づく登録受付期間	4/1~3/31			4/1~3/31		4/1~3/31		4/1~5/20		4/1~3/31		4/1~3/31			前年度2/1~ 当該年度1/31	4/1~6/30	
導入条件を満たしている都道府県数	40	47	47	44	29	44	42	43	43	45	44	41	42	40	42	42	
導入基準を満たしていない都道府県数	7	0	0	3	18	3	5	4	4	2	3	6	5	7	5	5	
計	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	

※オープンウォータースイミングは、学生登録者数を除く。含める場合は、男子:9,634、女子:5,920となる。

第75回大会(鹿児島県)における正式競技導入対象競技(種目・種別)の実施規模等の概要
(案)

平成28年6月17日現在

競技	種目等	種別	想定される実施規模				正式競技導入への 1県あたりの必要登録者数 (※下記人数を満たす 都道府県が40以上)		
			参加人員					競技日数	競技得点
			監督	選手	県数	合計			
水泳	水球	女子 (成年少年共通)	1	11	12	144	4日間(1日増) ※現行(少年男子)3日間	180	11名以上
	オープンウォータースイミング	男子 (成年少年共通)	1	1	47	141	1日	72	男女各1名以上
		女子 (成年少年共通)		1	47				
ボクシング	フライ級	成年女子	1	1	16	48~63	追加なし ※現行(男子)5日間	72	各級相当1名以上
	ライト級			1	16				
バレーボール	ビーチバレーボール	男子 (成年少年共通)	1	2	47	282	4日間	216	男女各2名以上
		女子 (成年少年共通)	1	2	47				
体操	トランポリン	男子 (成年少年共通)	1	1	18	54~71	2日間	72	男女各1名以上
		女子 (成年少年共通)		1	18				
レスリング	フリースタイル <53 ^キ 級、63 ^キ 級>	女子 (成年少年共通)	0	2	47	94	追加なし ※現行(男子)4日間	72	各階級1名以上
ウエイト リフティング	スナッチ、クリーン&ジャーク <53 ^キ 以下級、58 ^キ 級、 69 ^キ 以下級>	女子 (成年少年共通)	0	48		48	追加なし ※現行(男子)5日間	216	各階級1名以上
自転車	5種目: 【トラック】500mタイムトライアル、 ケイリン、スクラッチ(個人)、 チームスプリント(1チーム2名/団体) 【ロード】個人ロードレース	女子 (成年少年共通)	0	3	47	141	追加なし ※現行(男子) 【トラック】4日間 【ロード】1日	252	3名以上
ラグビー フットボール	7人制	女子 (成年少年共通)	1	10	16	176	追加なし ※現行(男子)5日間	180	10名以上

最大参加人員: 1,160

合計得点数: 1,332

国体以外の競技会等において発生したアンチ・ドーピング規則に対する違反に係る国体における取扱いについて

平成 28 年 6 月 17 日

○「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 1 条第 2 項に定める「アンチ・ドーピング規則に対する違反」

国体以外の競技会等におけるアンチ・ドーピング規則に対する違反について、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 10 条第 1 項に基づき、国体においては下表「③国民体育大会における処分内容」に記載のとおりとする。

No	氏名	①違反の発生した検査概要			②日本アンチ・ドーピング規律パネルが決定した処分内容	③国民体育大会における処分内容	
		競技名	検査区分 検体採取日	原因物質		参加禁止処分対象期間※1	競技成績等の訂正
1	内海 新悟	ボディビル	—	日本アンチ・ドーピング規則 24. 項の違反	・ 資格停止：4 年間 (2015 年 12 月 4 日～)	日本アンチ・ドーピング規律パネルが決定した資格停止期間	なし※2
2	小田 敏郎	ボディビル	競技会検査 平成 27 年 10 月 12 日	オキシロフリン	・ 競技成績の失効 ・ 資格停止：2 年間 (2015 年 11 月 5 日～)	日本アンチ・ドーピング規律パネルが決定した資格停止期間	なし※3

※1 国民体育大会及び国民体育大会冬季大会（いずれも都道府県予選会、ブロック大会を含む）への参加を認めない期間。

※2 当該競技者は資格停止開始日以降、国民体育大会及び国民体育大会冬季大会には参加していないため、競技成績等の訂正は発生しない。

※3 当該競技者は検体採取日以降、国民体育大会及び国民体育大会冬季大会には参加していないため、競技成績等の訂正は発生しない。

【参考】

「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」

第 10 条 国体以外の競技会等においてドーピング規則違反が決定した場合の取り扱い

国体以外の競技会検査及び競技会外検査においてドーピング規則違反が決定した場合の、当該競技者の国体への参加及び国体における成績については以下のとおり取り扱う。

1. 当該競技者・チームの、次回大会以降の参加の可否については、規律パネルの決定した資格停止期間に基づき国体委員会で審議の上、決定する。
2. 当該競技者が、規律パネルの決定した成績抹消の対象期間において国体に参加していた場合、規律パネルの決定に基づき、当該競技者・チームの国体における成績は抹消する。

平成 28 年度 国民体育大会委員会・国体検討小委員会等開催日程

2016. 6. 17 現在

月 日	時 間	会 場	会 議 名	出席者					備 考
				国体委員			競技運営部会員	都道府県体協	
				正副委員長	検討小委員	国体委員			
平成 28 年 5 月 13 日 (金)	14 時	理事・監事室	第 1 回国体検討小委員会	○	○				4/13(水) 加盟団体事務局長会議 4/21(木) 第 1 回理事会
6 月 9 日 (木)	14 時	504・505 号会議室	第 1 回国体競技運営部会	○			○		6/ 6(月) 第 2 回理事会
6 月 17 日 (金)	11 時 14 時	理事・監事室 理事・監事室	第 2 回国体検討小委員会 第 1 回国民体育大会委員会	○ ○	○ ○	○			6/24(金) 定時評議員会
7 月 15 日 (金)	14 時	理事・監事室	第 3 回国体検討小委員会	○	○				7/20(水) 第 3 回理事会 7/28(木) IH 総合開会式<ジップアリーナ岡山>
8 月 25 日 (木)	11 時 14 時	理事・監事室 理事・監事室	第 4 回国体検討小委員会 第 2 回国民体育大会委員会	○ ○	○ ○	○			【日本スポーツマスターズ大会】秋田 ゴルフ 9/ 7(水) ~9(金) 水泳 9/17(土)、18(日) 本会期 9/23(金)~27(火) 【国体・本大会】岩手 会期前 9/4(日)~11(日) 本会期 10/1(土)~11(火)
11 月 11 日 (金)	14 時	504・505 号会議室	第 5 回国体検討小委員会	○	○				11/ 9(水) 第 4 回理事会
12 月 16 日 (金)	11 時 14 時	理事・監事室 理事・監事室	第 6 回国体検討小委員会 第 3 回国民体育大会委員会	○ ○	○ ○	○			
平成 29 年 1 月 20 日 (金)	14 時	理事・監事室	第 7 回国体検討小委員会	○	○				1/11(水) 第 5 回理事会 【国体・冬季大会】長野 スケート・アイスホッケー 1/27(金)~31(火) スキー 2/14(火)~17(金)
3 月 2 日 (木)	11 時 14 時	理事・監事室 理事・監事室	第 8 回国体検討小委員会 第 4 回国民体育大会委員会	○ ○	○ ○	○			3/ 8(水) 第 6 回理事会 3/22(水) 臨時評議員会 (秩父宮記念スポーツ医・科学賞表彰式)
3 月 21 日 (火)	10 時	理事・監事室	都道府県体育協会国体連絡会議	○				○	

・国体委員懇談会等については必要に応じて開催。